

官報 号外 平成十年四

平成十年四月三日

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本理事より本法律案に反対の旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本法律案は、高齢化の進展、金融情勢の変化等に対応して、中小企業退職金共済制度の安定を図るため、退職金額等の見直しを行ふとともに、同制度の有する老後所得確保機能の充実に資するため、商工会議所などが行う特定退職金共済制度との通算制度を創設するなど、所要の措置を講ずるものであります。

○議事日程 第十七号 平成十年四月三日(金曜日) 午後零時一分開議 ○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。 日程第一 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

す。 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(新藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(新藤十朗君) 投票の結果を報告いたしま

す。 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（斎藤十朗君） 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長（斎藤十朗君） 投票の結果を報告いたしま

す。

投票総数

す。 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願い
ます。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたし
ます。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしま
す。

〔投票開始〕

投票総数

賛成

反対

一百八十四

十六

す。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（斎藤十朗君）間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長（斎藤十朗君）投票の結果を報告いたしま

投票総数
賛成
反対
百八十四
十六
よって、本案は可決されました。（拍手）

<p>○議長(新藤十朗君)　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(新藤十朗君)　投票の結果を報告いたします。</p> <p>〔投票開始〕</p>
<p>投票総数</p>
<p>賛成</p>
<p>反対</p>
<p>よって、本案は可決されました。(拍手)</p>
<p>一百八十四 十六</p>
<p>投票者氏名は本号末尾に掲載</p>

す。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。
〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。
〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数
反対
賛成
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票委員氏名は本号末尾に掲載〕

す。 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(新藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(新藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数	賛成	反対
二百八十四	一百八十四	十六

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(新藤十朗君) 日程第二 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。労働・社会政策委員長鹿熊安正君。

す。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(新藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(新藤十朗君) 投票の結果を報告いたしま

す。

投票総数	賛成	反対
百八十四	十六	一〇四

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

↓

○議長(新藤十朗君) 日程第二 中小企業還暦金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。労働・社会政策委員長鹿島安正君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君)	間もなく投票を終了いたします。	ます。――これにて投票を終了いたします。	す。	○議長(斎藤十朗君)	投票の結果を報告いたしま	す。
[投票開始]	[投票終了]			[投票終了]		
賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成
百八十四	十六	百八十四	十六	百八十四	十六	百八十四
よって、本件は可決されました。(拍手)		よって、本件は可決されました。(拍手)		よって、本件は可決されました。(拍手)		よって、本件は可決されました。(拍手)
[投票者氏名は本号末尾に掲載]		[投票者氏名は本号末尾に掲載]		[投票者氏名は本号末尾に掲載]		[投票者氏名は本号末尾に掲載]
○議長(斎藤十朗君) 日程第二 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。	まず、委員長の報告を求めます。労働・社会政策委員長鹿熊安正君。	○議長(斎藤十朗君) 日程第二 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。	まず、委員長の報告を求めます。労働・社会政策委員長鹿熊安正君。	○議長(斎藤十朗君) 日程第二 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。	まず、委員長の報告を求めます。労働・社会政策委員長鹿熊安正君。	○議長(斎藤十朗君) 日程第二 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたしました。
[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]		[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]		[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]		[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]
○鹿熊安正君	ただいま議題となりました法律案	○鹿熊安正君登壇、拍手)		○鹿熊安正君登壇、拍手)		○鹿熊安正君登壇、拍手)

平成十年四月三日 参議院会議録第十七号

律外
案反

宋
文

1

平成十年四月二日 参議院会議録第十七号 放送法の一部を改正する法律案 商品取引所法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

二

反対
よって、本案は可決されました。(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(高橋十朗君) 改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。交通・情報通信委員長川橋幸子君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

[川橋幸子君登壇、拍手]

○川橋幸子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、交通・情報通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、デジタル方式の衛星放送に関する技術の進展と普及にかんがみ、日本放送協会について、国内向けの放送番組を受託放送事業者に委託して放送させる」とができるようにするほか、衛星放送に係る受託放送役務の提供条件に関する郵政大臣への届け出について総括原価主義の撤廃など、制度の合理化を図る等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、デジタル放送導入のための必要な支援措置の充実、新放送衛星における受託・委託放送事業者の免許・認定基準、マスマディア集中排除原則のあり方、衛星放送の将来像についての国民への提示、青少年の健全育成と放送メディアのあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(高橋十朗君) これより採決をいたします。

[投票開始]

○議長(高橋十朗君) 問もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(高橋十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

[投票総数]

賛成

反対

一一百一

よって、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

[投票開始]

○議長(高橋十朗君) これより採決をいたしました。

○議長(高橋十朗君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票終了]

○議長(高橋十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

[投票総数]

賛成

反対

一一百一

○議長(高橋十朗君) 一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員長吉村剛太郎君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

[吉村剛太郎君登壇、拍手]

○吉村剛太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の商品先物市場における利便性及び信頼性の向上を図るため、商品の上場手続等における諸規制を緩和するとともに、委託者保護の強化のため、適合性原則に反する勧説の禁止、市場取引監視委員会の設置等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、外為法改正による商品先物市場への影響、委託手数料等に係る規制緩和

の促進の必要性、勧説、取引等における委託者保護のあり方等の諸問題について質疑が行われました。また、商品取引所の実情を調査いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対して、六項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

[石川弘君登壇、拍手]

○石川弘君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、郵便貯金の預金者に対するサービスの向上を図るため、貯金証書に写真を複写する取り扱いを行ない、その手数料を徴収することができるることとすることとともに、金融自由化に対応した郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用範囲を拡大しようとするものであります。

次に、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案は、預金者等の利便の増進を図るため、郵便貯金等の業務に係る金銭の受け入れまたは払い渡し等の事務を金融機関に委託するとともに、郵政官署において金融機関から委託を受けて預金等の業務に係る金銭の受け入れまたは払い渡し等の事務を行うことができるようになります。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、利用者の利便の向上等を図るため、寄附金送金の料金免除対象として、がん、結核、小児麻痺その他特殊な疾病的学術的研究、治療または予防の事業等を行う法人または団体を新たに加えることとともに、払い出し証書一枚当たりの金額の制限を引き上げようとするものであります。

次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金を先物外國為替に運用する場合において証券会社に取引を委託しなければならないと

以上四案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政・金融委員長石川弘君。

官 報 (号 外)

の条件を撤廃しようとするものであります。

委員会におきましては、四法律案を一括して議題とし、郵貯・簡保資金の運用のあり方、郵貯オンラインシステムの開放に対する民間金融機関の対応状況、送金サービスの充実策等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質問を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して笠井亮委員より郵便貯金改正案及び簡保資金運用法改正案に反対する旨の意見が述べられました。

（討論を終了し、順次採決の結果、郵便貯金受払事務の委託等に関する法律案及び郵便振替法改正案については全会一致をもって、郵便貯金法改正案及び簡保資金運用法改正案については多數をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしま
す。

ます。要保険法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

投票總數
贊成
反對
一百一十五
一百一十七
よって、兩案は可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(高橋千鶴君) 次に、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案及び郵便振替法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(高橋千鶴君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長(高橋千鶴君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数
二百三
○
賛成
反対
よつて、両案は全会一致をもつて可決されま
た。
(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(高橋十朗君) 本日はこれにて散会いたし
ます。

出席者は左のとおり。

議員
議長 斎藤十朗君
副議長 松尾宣平君

魚住裕一郎君
栗原君子君
渡辺孝男君

百八十五

但馬	小山	田村	風間	秀昭君	久美君
中島	猪熊	木暮	二木	太三君	孝雄君
林	野沢	及川	扇	祐夫君	昭和君
平田	白浜	水野	千景君	順郎君	千景君
三浦	奥村	塙崎	重二君	一良君	誠一君
依田	岩永	恭久君	三君	展三君	恭久君
矢野	田村	常田	浩美君	浩美君	正幸君
加藤	長峯	吉井	公平君	邦茂君	基君
大河原	國井	釜本	享群君	海老原義彦君	吉村剛太郎君
太一郎君	正幸君	邦茂君	喜君	弘君	則之君
田沢	前田	自敏君	良雄君	則之君	良雄君
智治君	永田	勝君	忠男君	大河原太一郎君	大河原太一郎君
哲朗君	鈴木	鈴木	忠男君	智治君	哲朗君
一水君	浦田	浦田	忠男君	大河原太一郎君	一水君
紀文君	前田	前田	忠男君	大河原太一郎君	大河原太一郎君
芳正君	耕一君	耕一君	忠男君	大河原太一郎君	大河原太一郎君
政二君	耕一君	耕一君	忠男君	大河原太一郎君	大河原太一郎君

高野	戸田	荒木	邦司君	博師君
宮崎	泉	牛嶋	秀樹君	清寛君
大久保直彦	平井	松浦	信也君	正君
鶴岡	永野	鶴岡	洋君	
芦尾	狩野	堂本	長司君	
安君	大野つや子君	曉子君		
武見	敬三君	爽君		
中原	橋本	聖子君		
岩井	北岡	秀二君		
鹿熊	景山俊太郎君	公成君		
大島	上野	安正君		
林田悠紀夫君	小野	慶久君		
板垣	佐藤	清子君		
正君	坪井	功君		
正君	山本	一太君		
龍二君	松村	宇治君		
長谷川道郎君	龜谷	静雄君		
阿部	正俊君			
金田	勝年君			

佐藤	保坂	泰三君
鴻池	西田	祥寧君
太田	山崎	豊秋君
石渡	吉宏君	清元君
斎藤	岡野	文夫君
清水嘉与子君	片山虎之助君	裕君
大田	猪掛	
正昭君	高木	
朝日	眞鍋	
阿部	井上	哲男君
峰男君	岩崎	賢二君
小山	宮澤	吉夫君
	武田邦太郎君	純三君
	駒谷本	弘君
	石井	憲君
	南野知恵子君	孟紀君
	渡辺	四郎君
	江本	正和君
	山本	榮子君
	岡崎トミ子君	芳男君
	吉川	
	村沢	牧君
	齊藤	勤君
	瀬谷	上杉
	志苦	光弘君
	足立	裕君
	良平君	俊弘君
	幸代君	

谷川	橋崎	岡	久世	鎌田	成瀬	尾辻	久世	青木	守住	竹山	遠藤	倉田	守	秀久君	利定君
伊藤	泰春君	秀善君	公義君	人君	要人	人君	正邦君	幹雄君	寛之君	裕君	村上	佐々木	井上	要君	孝雄君
水島	裕君	前川	忠夫君	赤桐	下稻葉耕吉君	今泉	昭君	須藤良	太郎君	洋子君	和田	大脇	長尾	立子君	素大君
	操君	平田	健三君	原敬	及川	中尾	潤上	小林	則幸君	達雄君	日下部	惟名	惟名	元君	元君
		西川	きよし君	基隆君	清水	清水	洋子君	洋子君	君	洋子君	和田	和田	和田	和田	和田

平成十年四月二日 参議院会議録第十七号 議長の報告事項

議員派遣中の議員		議長の報告事項		委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		各所管使用調書(その1)		平成九年度特別会計予算総則第十二条に基づく各所管使用調書及び各省経費増額調書		同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	
辞任	石井 道子君	下稻葉耕吉君	國民福祉委員	田浦 直君	島袋 幸代君	清水 澄子君	辯任	溝手 顯正君	石井 道子君	顯正君	長谷川道郎君
辞任	小川 勝也君	堀内 光雄君	労働・社会政策委員	常田 享詳君	秀昭君	澤子君	辯任	西山登紀子君	西山登紀子君	溝正君	大西洋のまぐる類の保存のための国際条約第十二条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
辞任	常田 草詳君	青木 薫次君	農林水産委員	村上 正邦君	芳正君	信也君	辯任	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君	芳正君	航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件
辞任	谷本 基君	平田 健二君	法務委員会	横尾 和伸君	石井 道子君	信也君	辯任	鈴木 政二君	鈴木 政二君	溝正君	航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件
辞任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	航空業務に関する日本国とバハーレン国との間の協定の締結について承認を求めるの件
辞任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件
辞任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	航空業務に関する日本国とパレスチナとの間の協定の締結について承認を求めるの件
辞任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
辞任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案
辞任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案
辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	内閣法等の一部を改正する法律案
辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	国家行政組織法の一部を改正する法律案
辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	地方税法等の一部を改正する法律案
辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	地方交付税法等の一部を改正する法律案
辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する法律案
辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案
辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	平成十一年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	法人税法等の一部を改正する法律案
辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	租税特別措置法等の一部を改正する法律案
辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	辯任	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律
案
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律
律

中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五節 雜則(第二十二条—第二十三条)」を、「第六節 雜則(第二十二条—第二十三条)」に改める。他退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等(第二十二条の五・第二十二条の六)に改める。

第六条を次のように改める。
(契約の申込み)

第六条 中小企業者は、その雇用する従業員の意に反して当該従業員を被共済者とする退職金共済契約の申込みを行つてはならない。

2 中小企業者は、退職金共済契約の申込みをするときは、当該退職金共済契約の被共済者となる者の氏名及び掛金月額を明らかにしなければならない。

第十一条の三第一項中「退職金」の下に「の全部又は一部」を加え、同項に次の二号を加える。

三 被共済者が退職金の一部を分割払の方法により支給することを請求した場合において、次項に規定する分割払対象額が労働省令で定める金額未満であるとき又は当該退職金の全額から同項に規定する分割払対象額を減じた額が労働省令で定める金額未満であるとき。

第十一条の三第四項中「額に」を「額(退職金の一部について分割払の方針により支給する場合にあつては、分割払対象額)に」に改め、同項第一号中「千分の五十六」を「千分の五十四」に改め、同項第二号中「千分の三十一・一」を「千分の二十九」に改め、同項第五項として、同項の次に次の二項を加える。

6 第一項の規定に基づき退職金の一部を分割払

の方法により支給することとした場合においては、当該退職金の全額から分割払対象額を減じた額を一時金として支給する。

第十条の三中第三項を第四項とし、第一項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。
2 被共済者が退職金の一部について分割払の方法により支給を受けようとする場合における前項の請求は、当該分割払の方法により支給を受けようとする退職金の一部の額(以下この条において「分割払対象額」という。)を定めしなければならない。

第十条の四第一項中「退職金」の下に「の全部又は一部」を加える。

第十四条中「被共済者と」を「被共済者(当該請求をしたとした場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第二十一条第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。)と」に改める。

第十八条第一項中「翌月末日」の下に「(退職金共済契約が効力を生じた日の属する月分の掛金については、翌々月末日)」を加える。

第二十一条の三第一項中「翌月末日」の下に「(退職金共済契約が効力を生じた日の属する月分の過去勤務掛金にあつては、翌々月末日)」を加える。

第二十二条の四第一項第一号中「四十九・四又は六十七」を「四十八・九又は六十四・六」に改め、同条第二項第一号ハ中「年四・五パーセント」を「年三パーセント」に改める。

第二十二条の二第一項及び第二十三条中「若しくは申込金を削る。」

第二章中「第五節を第六節とし、第四節の次に次の二節を加える。

第五節 他の退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等

(退職金相当額の受入れ等)
第二十一條の五 機構は、退職金共済事業を行つた団体であつて労働省令で定めるものとの間で、当該団体が行つた退職金共済に関する制度に基づく退職金の支給を受けることその他の労働省令で定める事項を約する契約を締結している場合において、当該退職者が退職後労働省令で定める期間内に、当該退職金を請求しないで当該団体が行つた退職金共済に関する制度に基づく退職金の支給を受けるべき者となり、かつ、労働省令で定めるところにより申出をしたときは、当該団体との契約で定める金額を、当該団体に引き渡すものとする。

3 機構が第一項の受入れをした場合において、同項の被共済者となつた者に係る退職金共済契約が解除されたときは、次に定めるところにより、解約手当金を支給する。

できる者(当該退職をした者に限る。)が申し出たときは、その者に係る退職金に相当する額を当該団体から機関に引き渡すことその他労働省令で定める事項を約する契約を締結している場合において、当該退職をした者が退職後労働省令で定める期間内に、当該退職金共済契約の被共済者となり、かつ、労働省令で定めるところにより申出をしたときは、当該団体との契約で定めるところによつて当該退職金共済契約による退職金に相当する額の範囲内の金額で労働省令で定める金額を、当該団体に引き渡すものとする。

一 第十三条第三項の規定は、適用しない。
二 解約手当金の額は、前項第二号の規定の例により計算して得た額とする。

3 機構が前項の受入れをした場合において、同項の退職金共済契約の被共済者となつた者が退職したときは、次に定めるところにより、退職金を支給する。
一 第十条第一項ただし書の規定は、適用しない。
二 第十条第一項ただし書の規定は、適用しない。
三 退職金の額は、第十条第一項の規定にかかるわらず、次のイ又はロに掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該イ又はロに定める額とする。
イ 一月以下 当該受入れをした日の属する月の翌月から当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間につき、当該受入れに係る金額に対し、年三パーセントに労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額(当該受入れをした日の属する月に当該被共済者となつた者が退職したときは、当該受入れに係る金額)とす。

第二十二条の六 機構は、退職金共済事業を行う団体であつて労働省令で定めるものとの間で、その退職につき退職金共済契約により退職金の支給を受けることができる者(当該退職をした者に限る。)が申し出たときは、その者に係る退職金に相当する額を機構から当該団体に引き渡すことその他の労働省令で定める事項を約する契約を締結している場合において、当該退職をした者が退職後労働省令で定める期間内に、当該退職金を請求しないで当該団体が行つた退職金共済に関する制度に基づく退職金の支給を受けるべき者となり、かつ、労働省令で定めるところにより申出をしたときは、当該団体との契約で定める金額を、当該団体に引き渡すものとする。

2 機構は、前項の規定により引き渡す金額が同項の被共済者となつた者に係る退職金共済契約が解除されたときは、次に定めるところにより、解約手当金を支給する。

官報(号外)

に満たないときは、その差額を当該被共済者に

に満たないときは、その差額を当該被共済者に支給するものとする。

第四十四条第一項第一号中「被共済者」と「被共済者(当該請求をしたとした場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第二十一条の六第一項の規定により同項

に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。)

に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。」
としに改める。
第八十九条第一項第二号中「申込金並びに」を削
る。

別表第一(第十条関係)

別表第一(第十条関係)		月	数	金額
		四二月以下の月数	一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額	
		四三月		四三、一〇〇円
		三四月		三四、二〇〇円
		四五月		四五、三〇〇円
		四五六月		四六、四〇〇円
		四七月		四七、五〇〇円
		四八月		四八、六〇〇円
		四九月		四九、七〇〇円
		五〇月		五一、八〇〇円
		五一月		五一、〇〇〇円
		五二月		五二、一〇〇円
		五三月		五四、四〇〇円
		五四月		五五、六〇〇円
		五五月		五六、八〇〇円
		五六月		五八、〇〇〇円
		五七月		五九、三〇〇円
		五八月		六〇、六〇〇円
		五九月		六一、九〇〇円
		六〇月		六三、二〇〇円
		六一月		六四、六〇〇円
		六二月		六六、〇〇〇円

官 報 (号 外)

平成十年四月三日 参議院会議録第十七号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

九一月	一〇一、〇〇〇円
九二月	一〇三、一〇〇円
九三月	一〇四、五〇〇円
九四月	一〇五、八〇〇円
九五月	一〇七、一〇〇円
九六月	一〇八、四〇〇円
九七月	一〇九、七〇〇円
九八月	一一一、〇〇〇円
九九月	一一二、三〇〇円
一〇〇月	一一三、六〇〇円
一〇一月	一一四、九〇〇円
一〇二月	一一六、二〇〇円
一〇三月	一一七、五〇〇円
一〇四月	一一八、八〇〇円
一〇五月	一二〇、一〇〇円
一〇六月	一二一、四〇〇円
一〇七月	一二二、七〇〇円
一〇八月	一二四、〇〇〇円
一〇九月	一二五、四〇〇円
一〇十月	一二六、八〇〇円
一一一月	一二八、二〇〇円
一一二月	一二九、六〇〇円
一一三月	一三一、〇〇〇円
一一四月	一三二、四〇〇円
一一五月	一三三、八〇〇円
一一六月	一三五、二〇〇円
一一七月	一三八、〇〇〇円
一一八月	一三九、一〇〇円

一一九月	一三九、四〇〇円
一一〇月	一四〇、八〇〇円
一一一月	一四一、一〇〇円
一一二月	一四三、四〇〇円
一一三月	一四四、七〇〇円
一一四月	一四五、三〇〇円
一一五月	一四五、三〇〇円
一一六月	一四八、六〇〇円
一一七月	一五〇、〇〇〇円
一一八月	一五一、四〇〇円
一一九月	一五一、八〇〇円
一一〇月	一五四、二〇〇円
一一一月	一五五、六〇〇円
一一二月	一五七、〇〇〇円
一一三月	一五八、四〇〇円
一一四月	一五九、八〇〇円
一一五月	一六一、二〇〇円
一一六月	一六二、六〇〇円
一一七月	一六四、〇〇〇円
一一八月	一六五、四〇〇円
一一九月	一六六、八〇〇円
一一〇月	一六八、二〇〇円
一一一月	一六九、六〇〇円
一一二月	一七一、〇〇〇円
一一三月	一七一、四〇〇円
一一四月	一七三、八〇〇円
一一五月	一七六、六〇〇円
一一六月	一七六、六〇〇円

官 報 (号 外)

一四七月	一七八、一〇〇円	一七五月	一一一、〇〇〇円
一四八月	一七九、六〇〇円	一七六月	一一一、六〇〇円
一四九月	一八一、一〇〇円	一七七月	一一四、二〇〇円
一五〇月	一八二、六〇〇円	一七八月	一一五、八〇〇円
一五一月	一八四、一〇〇円	一七九月	一一七、四〇〇円
一五二月	一八五、六〇〇円	一八〇月	一一九、〇〇〇円
一五三月	一八七、一〇〇円	一八一月	一一〇、五〇〇円
一五四月	一八八、六〇〇円	一八二月	一一五、二〇〇円
一五五月	一九〇、一〇〇円	一八三月	一一六、八〇〇円
一五六月	一九一、六〇〇円	一八四月	一一八、四〇〇円
一五七月	一九三、一〇〇円	一八五月	一一九、二〇〇円
一五八月	一九四、六〇〇円	一八六月	一二〇、〇〇〇円
一五九月	一九六、一〇〇円	一八七月	一二一、〇〇〇円
一六〇月	一九七、六〇〇円	一八八月	一二二、六〇〇円
一六一月	一九九、一〇〇円	一八九月	一二三、二〇〇円
一六二月	二〇〇、六〇〇円	一九〇月	一二四、八〇〇円
一六三月	二〇一、一〇〇円	一九一月	一二六、四〇〇円
一六四月	二〇三、六〇〇円	一九二月	一二八、〇〇〇円
一六五月	二〇五、一〇〇円	一九三月	一二九、六〇〇円
一六六月	二〇六、六〇〇円	一九四月	一二一、二〇〇円
一六七月	二〇八、二〇〇円	一九五月	一二五、八〇〇円
一六八月	二〇九、八〇〇円	一九六月	一二五、四〇〇円
一六九月	二一、四〇〇円	一九七月	一二六、〇〇〇円
一七〇月	二二三、〇〇〇円	一九八月	一二七、五〇〇円
一七一年	二二四、六〇〇円	一九九月	一二八、四〇〇円
一七二月	二二六、一〇〇円	一〇〇月	一二九、三〇〇円
一七三年	二二七、八〇〇円	一〇一月	一二九、二〇〇円
一七四年	二二九、四〇〇円	一〇二月	一二九、一〇〇円

官報(号外)

平成十年四月三日 参議院会議録第十七号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

一一

二〇三月	二六五、九〇〇円	一三一月	三一四、〇〇〇円
二〇四月	二六七、六〇〇円	一三二月	三一五、八〇〇円
二〇五月	二六九、三〇〇円	一三三月	三一七、六〇〇円
二〇六月	二七一、〇〇〇円	一三四月	三一九、四〇〇円
二〇七月	二七二、七〇〇円	一三五月	三二一、二〇〇円
二〇八月	二七四、四〇〇円	一三六月	三二三、〇〇〇円
二〇九月	二七六、一〇〇円	一三七月	三二四、八〇〇円
二〇十月	二七七、八〇〇円	一三八月	三二六、六〇〇円
二十一月	二七九、五〇〇円	一三九月	三二八、四〇〇円
二十二月	二八一、二〇〇円	一四〇月	三三〇、二〇〇円
二十三月	二八二、九〇〇円	一四一月	三三一、一〇〇円
二十四月	二八四、六〇〇円	一四二月	三三三、八〇〇円
二十五月	二八六、三〇〇円	一四三月	三三五、六〇〇円
二十六月	二八八、〇〇〇円	一四四月	三三七、四〇〇円
二七月	二八九、七〇〇円	一四五月	三三九、二〇〇円
二八月	二九一、四〇〇円	一四六月	三四一、〇〇〇円
二九月	二九三、一〇〇円	一四七月	三四三、八〇〇円
二九月	二九四、八〇〇円	一四八月	三四四、六〇〇円
二九月	二九六、五〇〇円	一四九月	三四六、四〇〇円
二九月	二九八、二〇〇円	一五〇月	三四八、二〇〇円
二九月	二九九、九〇〇円	一五一月	三五〇、一〇〇円
二九月	三〇一、六〇〇円	一五二月	三五六、〇〇〇円
二九月	三〇五、〇〇〇円	一五三月	三五七、七〇〇円
二九月	三〇六、八〇〇円	一五四月	三五九、九〇〇円
二九月	三〇八、六〇〇円	一五六月	三六一、五〇〇円
二九月	三一〇、四〇〇円	一五七月	三六三、四〇〇円
二三〇月	三一三、一〇〇円	一五八月	

官 報 (号 外)

二八七月	四一〇、四〇〇円
二八八月	四二九、四〇〇円
二八九月	四一四、四〇〇円
二九〇月	四一六、四〇〇円
二九一月	四一八、五〇〇円
二九二月	四三〇、六〇〇円
二九三月	四三一、七〇〇円
二九四月	四三四、八〇〇円
二九五月	四三六、九〇〇円
二九六月	四三九、〇〇〇円
二九七月	四四一、一〇〇円
二九八月	四四三、一〇〇円
二九九月	四四五、三〇〇円
三〇〇月	四四七、四〇〇円
三〇一月	四四九、五〇〇円
三〇二月	四五一、六〇〇円
三〇三月	四五三、七〇〇円
三〇四月	四五五、八〇〇円
三〇五月	四五七、九〇〇円
三〇六月	四六〇、〇〇〇円
三〇七月	四六一、一〇〇円
三〇八月	四六四、一〇〇円
三〇九月	四六六、三〇〇円
三一〇月	四六八、四〇〇円
三一一月	四七〇、五〇〇円
三一二月	四七一、六〇〇円
三三四月	四七七、八〇〇円
三一四月	四七七、〇〇〇円

官 報 (号 外)

平成十年四月三日 参議院会議録第十七号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

一四

三一五月	四七九、二〇〇円	三四三月	五四一、一〇〇円
三一六月	四八一、四〇〇円	三四四月	五四四、四〇〇円
三一七月	四八三、六〇〇円	三四五月	五四六、七〇〇円
三一八月	四八五、八〇〇円	三四六月	五四九、〇〇〇円
三一九月	四八八、〇〇〇円	三四七月	五五一、三〇〇円
三一十月	四九〇、二〇〇円	三四八月	五五三、六〇〇円
三一十一月	四九一、四〇〇円	三四九月	五六六、〇〇〇円
三一十二月	四九四、六〇〇円	三五〇月	五六八、四〇〇円
三一三月	四九六、八〇〇円	三五一月	五六〇、八〇〇円
三一四月	四九九、〇〇〇円	三五二月	五六三、二〇〇円
三一五月	五〇一、二〇〇円	三五三月	五六五、六〇〇円
三一六月	五〇三、四〇〇円	三五四月	五六八、〇〇〇円
三一七月	五〇五、六〇〇円	三五五月	五六九、四〇〇円
三一八月	五〇七、八〇〇円	三五六月	五六七、八〇〇円
三一九月	五一〇、〇〇〇円	三五七月	五六五、二〇〇円
三一十月	五一二、二〇〇円	三五八月	五六七、六〇〇円
三一十一月	五一四、五〇〇円	三五九月	五六〇、〇〇〇円
三一十二月	五一六、八〇〇円	三六〇月	五六二、四〇〇円
三一三月	五一九、一〇〇円	三六一月	五六四、八〇〇円
三一四月	五一一、四〇〇円	三六二月	五六七、二〇〇円
三一五月	五二三、七〇〇円	三六三月	五六九、〇〇〇円
三一六月	五二六、〇〇〇円	三六四月	五六九、〇〇〇円
三一七月	五二八、三〇〇円	三六五月	五六七、二〇〇円
三一八月	五三〇、六〇〇円	三六六月	五六九、六〇〇円
三一九月	五三二、九〇〇円	三六七月	五六七、〇〇〇円
三一十月	五三五、二〇〇円	三六八月	五六九、五〇〇円
三一十一月	五三七、五〇〇円	三六九月	六〇一、〇〇〇円
三一十二月	五三九、八〇〇円	三七〇月	六〇七、〇〇〇円

官 報 (号 外)

三九八月	六七八、六〇〇円	七五五、四〇〇円	七五一、六〇〇円	七四五、二〇〇円	七四四、一〇〇円	七三八、六〇〇円	七三三、〇〇〇円	七二七、四〇〇円	七二九、一〇〇円	七二一、八〇〇円	七一六、四〇〇円	七一三、七〇〇円	七〇八、三〇〇円	七〇一、九〇〇円	七〇五、六〇〇円	七〇〇、二〇〇円	六九四、八〇〇円	六九七、五〇〇円	六八六、七〇〇円	六八四、〇〇〇円	六八一、三〇〇円	三九九月	六〇九、五〇〇円	三七一月	
三九七月	六七八、六〇〇円	七五五、四〇〇円	七五一、六〇〇円	七四五、二〇〇円	七四四、一〇〇円	七三八、六〇〇円	七三三、〇〇〇円	七二七、四〇〇円	七二九、一〇〇円	七二一、八〇〇円	七一六、四〇〇円	七一三、七〇〇円	七〇八、三〇〇円	七〇一、九〇〇円	七〇五、六〇〇円	七〇〇、二〇〇円	六九四、八〇〇円	六九七、五〇〇円	六八六、七〇〇円	六八四、〇〇〇円	六八一、三〇〇円	三九九月	六〇九、五〇〇円	三七一月	
三九五月	六七八、六〇〇円	六七五、九〇〇円	六六八、〇〇〇円	六六一、八〇〇円	六六〇、二〇〇円	六五七、六〇〇円	六五五、〇〇〇円	六四五、八〇〇円	六四九、六〇〇円	六四四、六〇〇円	六四七、二〇〇円	六三九、五〇〇円	六三七、〇〇〇円	六三四、五〇〇円	六二九、五〇〇円	六二七、〇〇〇円	六二四、五〇〇円	六一九、五〇〇円	六一四、五〇〇円	六一二、〇〇〇円	六一七、〇〇〇円	六〇九、五〇〇円	三九九月	六〇九、五〇〇円	三七一月
三九六月	六七八、六〇〇円	六七三、二〇〇円	六六八、〇〇〇円	六六一、八〇〇円	六六〇、二〇〇円	六五七、六〇〇円	六五五、〇〇〇円	六四五、八〇〇円	六四九、六〇〇円	六四四、六〇〇円	六四七、二〇〇円	六三九、五〇〇円	六三七、〇〇〇円	六三四、五〇〇円	六二九、五〇〇円	六二七、〇〇〇円	六二四、五〇〇円	六一九、五〇〇円	六一四、五〇〇円	六一二、〇〇〇円	六一七、〇〇〇円	六〇九、五〇〇円	三九九月	六〇九、五〇〇円	三七一月
三九八月	六七八、六〇〇円	六七五、九〇〇円	六六八、〇〇〇円	六六一、八〇〇円	六六〇、二〇〇円	六五七、六〇〇円	六五五、〇〇〇円	六四五、八〇〇円	六四九、六〇〇円	六四四、六〇〇円	六四七、二〇〇円	六三九、五〇〇円	六三七、〇〇〇円	六三四、五〇〇円	六二九、五〇〇円	六二七、〇〇〇円	六二四、五〇〇円	六一九、五〇〇円	六一四、五〇〇円	六一二、〇〇〇円	六一七、〇〇〇円	六〇九、五〇〇円	三九九月	六〇九、五〇〇円	三七一月

官 報 (号外)

	四二七月	七五八、二〇〇円	四五五月	八四〇、六〇〇円
	四二八月	七六一、〇〇〇円	四五六月	八四三、六〇〇円
	四二九月	七六三、九〇〇円	四五七月	八四六、七〇〇円
四三〇月		七六六、八〇〇円	四五八月	八四九、八〇〇円
四三一月		七六九、七〇〇円	四五九月	八五一、九〇〇円
四三二月		七七一、六〇〇円	四六〇月	八五六、〇〇〇円
四三三月		七七五、五〇〇円	四六一月	八五九、一〇〇円
四三四月		七七八、四〇〇円	四六二月	八六一、一〇〇円
四三五月		七八一、三〇〇円	四六三月	八六五、三〇〇円
四三六月		七八四、二〇〇円	四六四月	八六八、四〇〇円
四三七月		七八七、一〇〇円	四六五月	八七一、五〇〇円
四三八月		七八九、〇〇〇円	四六六月	八七七、七〇〇円
四三九月		七九五、八〇〇円	四六七月	八八〇、八〇〇円
四三〇月		七九八、七〇〇円	四六九月	八八四、〇〇〇円
四三一月		八〇一、六〇〇円	四七〇月	八八七、二〇〇円
四三二月		八〇四、六〇〇円	四七一年	八九〇、四〇〇円
四三三月		八〇七、六〇〇円	四七二月	八九三、六〇〇円
四三四月		八一〇、六〇〇円	四七三年	八九六、八〇〇円
四三五月		八一三、六〇〇円	四七四年	九〇〇、〇〇〇円
四三六月		八一六、六〇〇円	四七五年	九〇三、二〇〇円
四三七月		八一九、六〇〇円	四七六年	九〇六、四〇〇円
四三八月		八二二、六〇〇円	四七七年	九〇九、六〇〇円
四三九月		八二五、六〇〇円	四七八年	九一六、六〇〇円
四五〇月		八二八、六〇〇円	四七九年	九二一、八〇〇円
四五〇月		八三一、六〇〇円	四八〇月	九三一、四〇〇円
四五二月		八三四、六〇〇円	四八一月	九五、六〇〇円
四五四月		八三七、六〇〇円		

官報(号外)

四八三月	九一八、九〇〇円
四八四月	九三一、二〇〇円
四八五月	九三五、五〇〇円
四八六月	九三八、八〇〇円
四八七月	九四一、一〇〇円
四八八月	九四五、四〇〇円
四八九月	九四八、七〇〇円
四九〇月	九五二、〇〇〇円
四九一月	九五五、三〇〇円
四九二月	九五八、六〇〇円
四九三月	九六一、九〇〇円
四九四月	九六五、二〇〇円
四九五月	九六八、六〇〇円
四九六月	九七一、〇〇〇円
四九七月	九七五、四〇〇円
四九八月	九七八、八〇〇円
四九九月	九八二、二〇〇円
五〇一月	九八九、〇〇〇円
五〇二月	九九一、四〇〇円
五〇三月	九九五、八〇〇円
五〇四月	九九九、二〇〇円
五〇五月	一、〇〇六、六〇〇円
五〇六月	一、〇〇九、五〇〇円
五〇七月	一、〇一三、〇〇〇円
五〇八月	一、〇一六、五〇〇円
五〇九月	一、〇一〇、〇〇〇円
五一〇月	一、〇一〇、〇〇〇円

五一月	一、〇一三、五〇〇円
五一月	一、〇一七、〇〇〇円
五一月	一、〇三〇、五〇〇円
五一月	一、〇三七、五〇〇円
五一月	一、〇四一、〇〇〇円
五一月	一、〇四四、五〇〇円
五一月	一、〇五八、八〇〇円
五一月	一、〇五五、二〇〇円
五一月	一、〇六一、四〇〇円
五一月	一、〇六六、〇〇〇円
五一月	一、〇六九、六〇〇円
五一月	一、〇七三、二〇〇円
五一月	一、〇七六、八〇〇円
五一月	一、〇八〇、四〇〇円
五一月	一、〇八四、〇〇〇円
五一月	一、〇八七、六〇〇円
五一月	一、〇九一、二〇〇円
五一月	一、〇九八、六〇〇円
五一月	一、一〇一、三〇〇円
五一月	一、一〇六、〇〇〇円
五一月	一、一〇九、七〇〇円
五一月	一、一二三、四〇〇円
五一月	一、一二七、一〇〇円
五一月	一、一〇八、八〇〇円

別表第三(第一二十二条の三関係)

別表第二(第二十一条の三関係)		五四一月以上の月数	五三〇月	一、一二四、二〇〇円
年	數	率		
一〇年				
九年				
八年				
七年				
六年				
五年				
四年				
三年				
二年				
一年				
		一・〇三		
		一・〇九		
		一・一三		
		一・一八		
		一・四三		
		一・六九		
		一・九七		
		二・二四		
		二・五三		

別表第四(第一十二条の四関係)

月	数	率
四三月	四三·一	
四四月	四四·三	
四五月	四五·四	
四六月	四五·四	
四七月	四六·六	
四八月	四七·八	
四九月	四八·九	
五〇·二		

(施行期日)
附則

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、附則第十一条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(申込金に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた退職金共済契約の申込みに係

第一条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた退職金共済契約の申込みに係る申込金については、なお従前の例による。

第三条 改正後の中小企業退職金共済法(以下「新法」という。)第二十一条の三第一項の規定は、施行日以後に効力を生じた退職金共済契約の被共者等に係る過去労務賃金について適用すべき

施行日以後に効力を生じた退職金共済契約の被共済者に係る過去勤務掛金について適用し、施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者に係る過去勤務掛け金については、なお従前の

(退職金等に関する経過措置)

次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧法契約 平成二年四月一日前に効力を生じた退職金共済契約をいう。

三 七年法契約 平成八年四月一日以後施行日
前に効力を生じた退職金共済契約をいう。

四 区分掛金納付月数 掛金月額を百円ごとに
順次区分した場合における各区区分(以下「掛金
月額区分」という。)ごとの当該区分に係る掛
金の納付があつた月数をいう。

五 施行日前区分掛金納付月数 施行日前の期
間に係る区分掛金納付月数をいう。

六 旧最高掛金月額 旧法契約に係る平成三年
四月前の期間に係る被共済者ごとの掛金月額
の最高額をいう。

七 換算月数 掛金月額区分ごとに、施行日前
区分掛金納付月数が四四三月以上(旧法契約
に係る施行日前区分掛金納付月数平成八年
四月前の期間に係る区分掛金納付月数が三十
六月以上の掛金月額区分におけるものに限
る)については、三十六月以上の場合にお
いて、被共済者が施行日の前日に退職したも
のとみなして、新法別表第一の下欄に定める
金額の十分の一の金額のうち、施行日前区分

掛金納付月数に応じて、政令で定めるところにより従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じた月数から、当該施行日前区分掛金納付月数を減じて得た月数をいう。

八 解約手当金換算月数

前号中「被共済者があるのは「施行日の前日に退職したものとみなして」とあるのは「施行日の前日に被共済者に係る退職金共済契約が解除されたものとみなして」として、同号の規定の例により算定して得た月数をいう。

九 計算月 新法第十三条第二項第三号ロに規定する計算月をいう。

第五条 施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者が退職した場合における退職金の額については、次条から附則第十条までに定めるところによる。

第六条 施行日前に退職した被共済者に係る退職金の額については、なお従前の例による。

第七条 施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのない者(以下この条並びに附則第十条及び第十三条において「第七条被共済者」という。)が施行日以後に退職したときにおける退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十二月以下 掛金月額区分ことに、区分掛金納付月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額(退職が死亡による場合にあっては、百円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額)。

二 二十四月以上四十二月以下 掛金月額区分ことに、百円に区分掛金納付月数を乗じて得た額(旧法契約に係る掛金月額区分であつて平成八年四月前の期間に係る区分掛金納付月数が三十六月以上であるものについては、区

分掛金納付月数に換算月数を加えた月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額とし、その額が政令で定めるところにより従前の算定方法により算定した額を超過するときは、当該算定した額とする。

三 四十三月以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額。

イ 掛金月額区分ごとに、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を合算して得た額

(1) 施行日前区分掛金納付月数が四十二月以下である場合(旧法契約に係る掛金月額区分については、当該掛金月額区分における平成八年四月前の期間に係る区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。)区分掛金納付月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一

(2) 施行日前区分掛金納付月数が四十三月以上である場合(旧法契約に係る掛金月額区分については、当該掛金月額区分における平成八年四月前の期間に係る区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。)区分掛金納付月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額

以上である場合(旧法契約に係る掛金月額区分については、当該掛金月額区分における平成八年四月前の期間に係る区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。)区分掛金納付月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額

十九・四又は六十七(平成八年四月一日前に退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額

十九・四又は六十七(平成八年四月一日前に退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額

十九・四又は六十七(平成八年四月一日前に退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額

十九・四又は六十七(平成八年四月一日前に退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額

十九・四又は六十七(平成八年四月一日前に退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額

十九・四又は六十七(平成八年四月一日前に退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額

の計算月に限る。)までの各月分の掛金に係る区分掛金納付月数に応じイ(1)又は(2)に定める額を合算して得た額(附則第十二条において「特定仮定期間」といふ。)に、それぞれ当該計算月の属する年度に係る同条の規定により定められた支給率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を合算して得た額

(2) 退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から計算月(平成四年四月から平成六年三月までの計算月に限る。)までの各月分の掛金(旧法契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数が四十八月又は六十月で上昇するものとする。)を合算して得た額

(3) 退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数が四十八月又は六十月で上昇するものとする。)を合算して得た額

(4) 退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数が四十八月又は六十月で上昇するものとする。)を合算して得た額

(5) 退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数が四十八月又は六十月で上昇するものとする。)を合算して得た額

(6) 退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数が四十八月又は六十月で上昇するものとする。)を合算して得た額

(7) 退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数が四十八月又は六十月で上昇するものとする。)を合算して得た額

(8) 退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数が四十八月又は六十月で上昇するものとする。)を合算して得た額

(9) 退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数が四十八月又は六十月で上昇するものとする。)を合算して得た額

(10) 退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数が四十八月又は六十月で上昇するものとする。)を合算して得た額

(11) 退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数が四十八月又は六十月で上昇するものとする。)を合算して得た額

(12) 退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数が四十八月又は六十月で上昇するものとする。)を合算して得た額

(13) 退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数が四十八月又は六十月で上昇するものとする。)を合算して得た額

(14) 退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数が四十八月又は六十月で上昇するものとする。)を合算して得た額

(15) 退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数が四十八月又は六十月で上昇するものとする。)を合算して得た額

(16) 退職金共游契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数が四十八月又は六十月で上昇するものとする。)を合算して得た額

(17) 退職金共済契約の第七条被共済者があつては、掛金のうち旧最高掛金額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数が四十八月又は六十月で上昇するものとする。)を合算して得た額

日の属する月の前月までの各月分の掛金が過去勤務通算月額に相当する額の掛金月額により納付されたものとみなして、前条中「第七条被共済者」とあるのを「次条に規定する第八条被共済者」として同条第一号を除く。)の規定を適用した場合に得られる額

二 過去勤務掛金が納付されたことがないものとみなして前条中「第七条被共済者」とあるのを「過去勤務掛金の額にそれぞれ四

条の規定を適用した場合に得られる額に、納付された過去勤務掛金の総額(過去勤務掛金の納付があつた月数が四十八月又は六十月で上昇するものとする。)を次条に規定する第八条被共済者として同条第一号を除く。)の規定を適用した場合に得られる額に、納付された過去勤務掛金の被共済者に係る支給率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を合算して得た額

二 過去勤務掛金が納付されたことがないものとみなして前条中「第七条被共済者」とあるのを「過去勤務掛金の額にそれぞれ四

条の規定を適用した場合に得られる額に、納付された過去勤務掛金の被共済者に係る支給率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を合算して得た額

平成十年四月二日 参議院会議録第十七号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

八年四月一日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者にあっては、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律による改正前の中小企業退職金共済法別表第四の下欄に定める率を乗じて得た額。次号において同じ。)を加算した額。

三 六十月以上 過去勤務掛金が納付されたことがないものとみなして附則第七条中「第七条被共済者」とあるのを「附則第九条に規定する第九条被共済者」として同条の規定を適用した場合に得られる額に、掛金納付月数が六十月となった月以後の掛金の納付があつた月数に相当する期間につき、納付された過去勤務掛金の総額に対し、年三パーセント(当該掛金の納付が平成八年四月から平成十一年三月までの各月分であるときの当該掛金の納付があつた月数に相当する期間については、年四・五パーセントとし、当該掛金の納付が平成八年三月以前の各月分であるときの当該掛け金の納付があつた月数に相当する期間については、年五パーセントとする。)の複利による計算をして得た元利合計額を加算した額

第十一条 旧法契約に係る掛け金納付月数を通算した二年法契約(以下この項において「第十一条契約」という。)の第七条被共済者(附則第十三条において「第十条被共済者」という。)が施行日以後に退職した場合に支給される退職金のうち、その額が次に掲げる額のうちいすれか多い額を下回ることとなる退職金の額は、附則第七条の規定にかかるらず、当該多い額とする。

一 掛金月額区分」とに、第十一条契約に係る区分掛け金納付月数に、次のイ又はロに掲げる掛け金月額区分の区分に応じ、当該イ又はロに定める月数を加えた月数に応じ労働省令で定める算定して得られる額を合算して得た額

イ 旧最高掛け金月額を超えない部分の掛け金月

口 旧最高掛金月額を超える部分の掛金月額
区分 第十条契約に係る換算月数

二 二年法契約について旧法契約に係る掛金納付月数を通算しなかったものとの場合における当該二年法契約に係る換算月数に旧法契約に係る換算月数を加算する。

3 平成十一年度以後の各年度に係る新法第十一条第一項第三号ロの支給率は、当該各年度の支給率を定める際に当該各年度に特定仮定退職金額を算定することとなる被共済者(以下この条において「経過措置被共済者」といふ。)がいる場合には、新法第十一条第三項の規定にかかる第四項の規定により定めるものとする。

4 平成十一年度に係る新法第十一条第二項第三号ロ及び附則第七条第三号ロ(次項において「支給率に関する規定」という。)の支給率は、労働省大

臣が、労働省令で定めるところにより、平成十一年度の運用収入のうち附則第七条第三号ロに定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を、経過措置被共済者のうち平成十一年度に計算月を有することとなる者の特定仮定期間の賃金額の総額で除して得た率を基準として、平成十一年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘査して、中小企業退職金共済審議会の意見を聴いて、施行日に定めるものとする。

4 平成十二年度以後の各年度に係る支給率に関する規定の支給率は、労働大臣が、各年度ごとに、労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち支給率に関する規定に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を、新法第十条第一項の規定を適用して退職金の額を算定する被共済者及び経過措置被共済者のうち、当該年度に計算月を有することとなる者の同項第三号ロに規定する仮定期間の賃金額及び特定仮定期間退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の見込額その他の事情を勘査して、当該年度の前年度末までに、中小企業退職金共済審議会の意見を聴いて定めるものとする。

第十二条 新法第十一条の三第一項の規定は、施行日以後に退職した被共済者に係る退職金の支給について適用し、施行日前に退職した被共済者に係る退職金の支給については、なお従前の例による。

2 新法第十条の三第五項の規定は、施行日前に退職した被共済者であつて労働省令で定める日までの間に退職金を分割払の方針により支給することを請求したもの(以下この項において「特定退職者」という)。以外のものについて適用し、特定退職者に係る同条第五項の分割支給率について、なお従前の例による。

第十三条 施行日前に効力を生じた退職金共済契約が解除された場合における解約手当金の額について、

二 施行日前に解除された退職金共済契約の被共済者に係る解約手当金の額については、な
お従前の例による。

一 施行日以後に解除された退職金共済契約の被共済者に係る解約手当金の額については、
次のイからハまでに掲げる被共済者の区分に
応じ、当該イからハまでに定める規定を準用
する。この場合において、附則第七条中「換
算月数」とあるのは、「解約手当金換算月数」
と読み替えるものとする。

イ 第七条被共済者 附則第七条の規定

ロ 第八条被共済者 附則第八条の規定

ハ 第九条被共済者 附則第九条の規定

三 第十条被共済者に支給される解約手当金の
額は、前号の規定にかかわらず、一年法契約の
が解除された日に当該第十条被共済者が退職金
したものとみなして、附則第十条第一項の規
定を適用した場合に得られる額とする。

四 平成三年四月一日前に効力を生じた退職金
共済契約(以下この号において「現契約」とい
う。)について現契約が効力を生じる前に効力
を生じた退職金共済契約(以下この号におい
て「前契約」という。)に係る掛金納付月数を通
算した第七条被共済者であつて、前契約に係
る施行日前区分掛金納付月数が三十六ヶ月以上
のものに支給される解約手当金のうち、その
額が、掛け金月額区分ごとに、現契約について
前契約に係る掛け金納付月数を通算して得られ
る区分掛け金納付月数に、次のイ又はロに掲げ
る掛け金月額区分の区分に応じ、当該イ又はロ
に定める月数を加えた月数に応じ労働省令で
定めるところにより算定して得られる額を合
算して得た額を下回ることとなる解約手当金
の額は、第二号の規定にかかわらず、当該合
算して得た額とする。

イ 千二百円を超えない部分の掛け金月額区

分、現契約について前契約に係る掛金納付月数を通算しなかつたものとみなして、現契約に係る解約手当金換算月数に前契約に係る換算月数を加えた月数

一千二百戸を超える部分の掛金月額区分
現契約について前契約に係る掛金納付月数
を通算した場合の解約手当金換算月数

契約について施行日前に効力を生じた退職金共済契約に係る掛金納付月数を新法第十四条の規定により通算する被共済者が退職したときにおける退職金の額及び当該被共済者に係る退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、新法第十一条第二項の規定(新法第十三条第三項において準用する場合を含む。)にかかわらず、次の各号に掲げる施行日前に効力を生じた退職金共済契約の区分に応じ、当該各号に

定める事とする

済契約を二年法契約とみなして、附則第七条及び第十条第一項の規定を適用した場合に得られる額

年法契約及び二年法契約に係る掛金納付月数を通算した七年法契約(前号に掲げる七年法契約を除く)。七年法契約及び施行日以後に

三 前二号に掲げる退職金共済契約以外の退職

を生じた退職金共済契約とみなして、附則第七条の規定を適用した場合に得られる額

平成十年四月三日 参議院会議録第十七号

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律案

第十五条 前条の規定に該当する被共済者があって、その者について勤労者退職金共済機構が新規定したときにおける退職金の額及び当該被共済者に係る退職金共済契約が解除されたときににおける解約手当金の額は、同条第一項第二号の規定(同条第三項においてその例によることとされる場合を含む。)にかかわらず、前条の規定により算定した額に新法第二十二条の五第二項第一号イに規定する計算後受入金額を加算した額とする。

第十六条 附則第七条から前条までの規定により算定される退職金の額及び解約手当金の額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。

(時効に関する経過措置)

第十七条 施行日前に生じた申込金の返還を受けれる権利及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後に生じた申込金の返還を受ける権利の消滅時効については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

平成十四年四月一日

審査報告書

放送法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

交通・情報通信委員長 川橋 幸子
参議院議長 斎藤 十朗殿
要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、デジタル方式の衛星放送に関する

る技術の進展と普及にかんがみ、日本放送協会は
について国内向けの放送番組を受託放送事業者
に委託して放送させることができるようにする
ほか、衛星放送に係る受託放送役務の提供条件
に関する郵政大臣への届出について総括原価主義
の撤廃等制度の合理化を図る等の改正を行な
うとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

放送法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十年一月二十六日

内閣總理大臣 橋本龍太郎

放送法の一部を改正する法律案

放送法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部
を次のように改正する。

第一条第三号の二中「及び」の下に「第九条第一
項第二号に規定する委託国内放送業務又は」を加
え、同条第三号の五中「その」を削る。

第二条の二第一項中「第九条第一項第二号」を
「第九条第一項第三号」に改め、同条第二項第一号
中「協会の放送」の下に「(協会の委託により行わ
れる受託国内放送を含む。第三十二一条第一項本文
において同じ。)」を、「一般放送事業者の放送」
下に「(協会の委託により行う受託国内放送を除
く。)」を加え、同条第六項中「及び」の下に「第
九条第一項第二号に規定する委託国内放送業務又
は」を加える。

第七条中「行うとともに」を「行い又は当該放送
番組を委託して放送させることもに」に改める。

第九条第一項中第三号を第四号とし、第二号を
第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

一 テレビジョン放送による委託放送業務(受

第九条第一項第一号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同条第六項中「第一項第一号」を「第一項第二号」に改める。
第九条の四の前の見出しを「委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の実施」に改め、同条第一項中「により」の下に「受託国内放送又は」を、「委託して」の下に「受託国内放送業務又は」を、「同条第二項中「受託国内放送又は」を削り、「第九条の四第一項の認定を受けた」の下に「委託国内放送業務又は」を、「したとき」との下に「当該届出」とあるのは「当該認可」とを加える。
第九条の六中「委託協会国際放送業務」を「委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務」に、「前章」を「第四条第一項及び第二項並びに第六条」に改め、同条に次の一項を加える。
2 委託国内放送業務を行う場合における協会について第三条の二、第三条の三第二項及び第六条の二の規定を適用する場合においては、第三条の二及び第三条の三第一項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三条の二第三項中「放送」とあるのは「放送の委託」と、第六条の一中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「をする」とあるのは「を委託して行わせる」と読み替えるものとする。
第十四条第四号中「委託協会国際放送業務」を「委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務」に改める。
第四十三条第三項中「規定は、」の下に「委託国内放送業務及び」を加え、「二十四時間以上」を「二時間以上（委託協会国際放送業務にあつては、二十四時間以上）」に改める。

第四十四条第一項中「及び放送」の下に「又は受託 국내放送の放送番組の編集及び放送の委託」を加え、同項第一号中「放送する」を「放送し又は委託して放送させる」に改める。

第四十五条の二第一項中「国内放送」の下に「及び受託国内放送(以下この条において「国内放送等」という。)」を加え、同条第六項及び第八項中「国内放送」を「国内放送等」に改める。

第四十五条中「協会が」の下に「その設備又は受託放送事業者の設備により、」を加える。

第四十六条第三項中「協会が」の下に「委託国内放送業務若しくは」を加える。

第五十条の二第一項中「したとき」との下に「、「当該届出」とあるのは「当該認可」と「を加える。

第五十二条の九第一項中「又は」の下に「委託国内放送業務若しくは」を加え、同条第二項中「及び」の下に「委託国内放送業務若しくは」を加える。

第五十三条の十第一項第二号中「第九条の第四項」の下に「委託国内放送業務及び」を、「第五十二条の十七第一項」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第五号中「第五十二条の二十四第一項」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十六条の二第八号中「第五十二条の十七第一項」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第九号中「第五十二条の二十四第一項」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十八条の二第二号中「第五十二条の二十一」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十九条の二第一項中「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十二条の十一中「同条第一項各号に適合しない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の二号を加える。

一 受託放送役務の料金が特定の委託放送事業者等に対し不当な差別的取扱いをするものである」と。

二 受託放送役務の提供に関する契約の締結及び解除、受託放送役務の提供の停止並びに受託放送事業者及び委託放送事業者等の責任にあつては、第九条の四第一項の認定(協会

者が当該有料放送の放送番組と同一の放送番組関する事項が適正かつ明確に定められていない」と。

三 委託放送事業者等に不当な義務を課するものであること。

第五十二条の十三第一項中「委託放送業務を行おうとする者」の下に「(委託国内放送業務を行う場合における場合を除く。)」を加える。

第五十三条の十第一項第二号中「第九条の第四項」の下に「委託国内放送業務及び」を、「第五十二条の十七第一項」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第五号中「第五十二条の二十四第一項」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十六条の二第八号中「第五十二条の十七第一項」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第九号中「第五十二条の二十四第一項」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十八条の二第二号中「第五十二条の二十一」の下に「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十九条の二第一項中「(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十二条の十一中「同条第一項各号に適合しない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の二号を加える。

一 受託放送役務の料金が特定の委託放送事業者等に対し不当な差別的取扱いをするものである」と。

二 受託放送役務の提供に関する契約の締結及び解除、受託放送役務の提供の停止並びに受託放送事業者及び委託放送事業者等の責任にあつては、第九条の四第一項の認定(協会

者が当該有料放送の放送番組と同一の放送番組を新衛星放送局(人工衛星の無線局)であつて、当該協会の放送局が開設している人工衛星又はこれと同一の軌道若しくは位置にある人工衛星に開設するものであり、かつ、その無線設備の適合する技術基準が当該協会の放送局の無線設備が適合している技術基準と異なるものであるとのをいう。次項において同じ。)により放送を行う者に委託して同時に放送させる委託有料放送(その放送を委託して行わせる者との契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送を委託して行わせること)をいう。)について前項の規定を適用する場合においては、同項中「開設するものであり、かつ、その無線設備の適合する技術基準(電波法第三章に定める技術基準をいう。以下この項において同じ。)が当該協会の放送局の無線設備が適合している技術基準と同一であるもの」とあるのは、「開設するもの」と読み替えるものとする。

20 当分の間、人工衛星の無線局(その発射する電波に重複して多重放送をする無線局を含む。)により国内放送を行う放送事業者が、当該国内放送の放送番組と同一の放送番組を電波法の規定により受託国内放送をする新衛星放送局の免許を受けた者に委託して同時に放送させる業務を行おうとする場合において、郵政省令で定める期間内に、郵政省令で定めるところにより、その旨を郵政大臣に届け出たときは、当該業務について第五十二条の十三第一項の認定(協会

たものとみなす。この場合において、郵政大臣は、第五十二条の十四第一項第三号(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)の周波数を指定し、及び第五十二条の十四第一項(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)の認定証を交付するものとする。

(附則)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五十二条の十及び第五十二条の十一の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

2 日本放送協会は、この法律の施行の日前においても、経営委員会の議決を経て必要な定款の変更をし、郵政大臣の認可を受けることができる。この規定は、公表の日から施行する。

(定款の変更)

3 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、この法律の施行の日にその効力を生ずる。

4 郵政大臣は、この法律の施行の日前においても、附則第二項に規定する定款の変更に係る申請に対する処分並びにこの法律の施行に伴う改正後の放送法第二条の二第一項の放送普及基本計画の変更、同法第五十二条の十三第一項第三号の規定による郵政省令の変更及び電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)第七条第二項第二号の放送用周波数使用計画の変更のため、電波監理審議会に諮問することができ

る。

官報(外)

(説明の適用に関する経過措置)
 5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

商品取引所法の一部を改正する法律案
 右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
 よって要領書を添えて報告する。

平成十年四月一日

経済・産業委員長 吉村剛太郎
 参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
 本法律案は、先物取引を行う商品市場をめぐる内外の経済的環境の変化に対応して我が国の商品市場の健全な発展を図るために、開設期限を定めた商品市場の開設に係る認可権等の裁量性の縮減、商品取引員に対する業務規制の緩和、委託手数料の自由化等の措置を講ずるとともに、商品市場における取引の公正の確保及び委託者保護の一層の充実を図るため、商品取引所及び商品先物取引協会について所要の措置を講じようとするものであって、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用
 本法施行のため、別に費用を要しない。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一、商品の上場に係る許可、認可基準等が緩和されることにかんがみ、それが商品市場の活性化に資するものとなるよう環境整備に努めるとともに、上場商品の適格性について、上場の効果、流通実態等を踏まえ常時見直しを行い、上場の適格性を失つたものについては速やかに廃止を検討すること。

二、市場取引監視委員会が、システム取引の普及及・活用による取引実態の把握等を通じ、市場監視機能の充実を図り、公正、透明な商品市場を実現できるよう指導、監督に努めること。

三、委託者保護の見地から、委託者財産の分離保管を徹底させることとともに、受託取引の適正化を一層進めること。

なお、預託先銀行等の経営破綻への対応策についても早急に検討すること。

四、適合性原則の導入を踏まえ、商品取引員の営業姿勢の適正化に努めるとともに、商品取引員の業務実績、財産状況等のディスクロージャー、電話勧説時における告知制度等不當な勧説の防止策、適切な受託の実現策など、取引前的事前保護策についても引き続き検討すること。

五、あっせん・調停委員会の委員の適切な人選、業務運営が図られ、商品先物取引協会に対する信頼性向上につながるよう努めること。

六、商品取引の取扱いの取次ぎ業務については、委託者保護に欠けることがないよう商品取引員の許可、業務の監督等に万全を期すること。

右決議する。

商品取引所法の一部を改正する法律案
 右国会に提出する。

平成十年一月二十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

商品取引所法の一部を改正する法律案
 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 商品取引所

第一節 総則(第三条—第八条)

第二節 設立(第八条の二—第二十二条)

第三節 会員(第二十三条—第五十四条)

第四節 機関(第五十五条—第七十一条)

第五節 計算(第七十二条—第七十六条)

第六節 商品市場における取引(第七十七条—第六条)

第七節 商品市場における取引の受託(第九条—第七節)

第八節 解散及び清算(第九十八条—第一百一十条)

第九節 登記(第一百一条—第一百八十八条)

第十節 監督(第一百九十九条—第一百一十五条规定)

第三章 商品取引員

第一節 許可等(第一百一十六条—第一百三十六条)

第二節 業務(第一百三十六条の二—第一百三十九条)

第六条の二十四)

第三節 監督(第一百三十六条の二十五—第一百三十六条の三十五)

第四章 商品先物取引協会

第一節 総則(第一百三十六条の三十六—第一百三十六条の三十九)

第二節 設立(第一百三十六条の四十—第一百三十六条の四十五)

第三節 協会員(第一百三十六条の四十六—第一百三十六条の四十八)

第四節 機関(第一百三十六条の四十九—第一百三十六条の五十二)

第五節 紛争の解決(第一百三十六条の五十—第一百三十九条の五十九)

第六節 解散及び登記(第一百三十六条の五十九—第一百三十六条の六十一)

第七節 監督(第一百三十六条の五十九—第一百三十六条の六十二)

第八節 雜則(第一百三十六条の六十三—第一百三十六条の六十四)

第五章 商品取引所審議会(第一百三十七条—第一百四十二条)

第六章 雜則(第一百四十三条—第一百五十二条)

第七章 罰則(第一百五十二条—第一百六十六条)

附則

第一条中「受託」を「受託等」に改める。
 「第二章 設立」を削る。

第二条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章 商品取引所

第一節 総則

第八条の次に次の節名を付する。

第二節 設立

第九条第二項第一号中「及び第一百四十五条の三

第五十四条の二から第五十四条の八までを削る。

第五十五条の前の章名を削り、同条の前に次の節名を付する。

第四節 機関

第六十四条第三項第五号中「商品取引員」の下に「(第一百二十六条第三項に規定する商品取引員をいふ。以下この章において同じ。)」を加える。

第六十五条中「民法」の下に「(明治)十九年法律第八十九号」を加える。

第六十七条の前の章名を削り、同条の前に次の節名を付する。

第五節 計算

第七十七条の前の章名を削り、同条の前に次の節名を付する。

第六節 商品市場における取引

第七十七条の前の章名を削り、同条の前に次の節名を付する。

第七十七条第一号口中「イに掲げる者」を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三条第一項第二号」を「第二十三条第一項第三号」に改め、同号中口をハとし、イの次に次のように加える。

ロ 当該商品市場における取引の受託等につ

いて第一百二十六条第一項の許可を受けた者第七十七条第一号口中「イに掲げる者」を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三条第一項第二号」を「第二十三条第一項第三号」に改め、同号中口をハとし、イの次に次のように加える。

ロ 当該商品市場における取引の受託等について第一百二十六条第一項の許可を受けた者第七十七条第一号口中「イに掲げる者」を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三条第一項第二号」を「第二十三条第一項第三号」に改め、同号中口をハとし、イの次に次のように加える。

第七十七条の二第三項中「第一百十九条第一項、第一百二十条第一項、第三項及び第四項」を「第一百九条、第一百二十条第一項」に改める。

第八十条第五項に次のただし書きを加える。

ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第八十七条第二項中「第五十三条」を「第一百三十四項、第一百三十六条の二十七第一項若しくは第二项若しくは第一百三十六条の三十一第一項」に、「前

六条の二十八」に改める。

第八十八条第六号中「又は受託をする」を「をし、又はその委託を受け、若しくはその委託の取次ぎを引受けする」に改める。

第九章 商品市場における取引の受託」を削る。

第九十一条から第九十五条までを次のように改める。

第九十二条から第九十五条までを次のように改める。

第九十三条から第九十五条までを次のように改める。

第九十四条から第九十五条までを次のように改める。

第九十五条から第九十五条までを次のように改める。

第九十六条第一項中「商品取引員」を「会員」に、

「取引の受託契約」を「取引の受託」に改める。

第九十七条の見出し中「委託手数料及び」を削り、同条第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「委託手数料を徴し、及び」を削り、「を徴しなければならない」を「の預託を受けなければならぬ」に改める。

第九十七条の十七第一項中「商品取引員と顧客」を「会員と委託者」に、「商品取引員又は顧客」を「又は委託者」に改める。

第九十八条の前の章名を削り、同条の前に次の節名を付する。

第九十七条の二第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「その受託業務」の下に「(第一百二十六条第一項)」を削り、同条第三条第一項を「第一百二十六条第一項」に改める。

第一百一十九条の前の章名を削り、同条の前に次の節名を付する。

第九十九条の七第五項及び第六項中「第四十一

条第一項」を「第一百二十六条第一項」に改める。

第一百一十九条の前の章名を削り、同条の前に次の節名を付する。

第九十九条第一項登記

第一百一十九条の前の章名を削り、同条の前に次の節名を付する。

第一百一十九条第一項を削る。

第一百一十九条第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

第九十七条の三及び第九十七条の四中「商品取引員」を「会員」に改める。

第九十七条の五第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「又は商品取引員」を削り、

に改め、「受託業務を行う」を削り、同条第二項中「第四十九条第四項、第五十二条第一項若しくは第二项若しくは第一百二十二条」を「第一百三十五条第四項、第一百三十六条の二十七第一項若しくは第二项若しくは第一百三十六条の三十一第一項」に、「第

四十一条第一項」を「第一百二十六条第一項」に、「第

五十二条」を「第一百三十六条」に改める。

第五十七条の十四第二項を次のように改める。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第五十七条の十四に次の一項を加える。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五十七条の十七第一項中「商品取引員と顧客」を「会員と委託者」に、「商品取引員又は顧客」を「又は委託者」に改める。

第五十七条の十八の前の章名を削り、同条の前に次の節名を付する。

第五十七条の十七第一項中「商品取引員と顧客」を「会員と委託者」に、「商品取引員又は顧客」を「又は委託者」に改める。

第五十七条の十九の前の章名を削り、同条の前に次の節名を付する。

第五十七条の二第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

第五十七条の三第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

第五十七条の四第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

第五十七条の五第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

第五十七条の六第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

第五十七条の七第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

第五十七条の八第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

第五十七条の九第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

第五十七条の十第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

第五十七条の十一第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

第五十七条の十二第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

第五十七条の十三第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

第五十七条の十四第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

第五十七条の十五第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

第五十七条の十六第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

第五十七条の十七第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

第五十七条の十八第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

第五十七条の十九第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第五十四条の八第一項及び第三項」を「第九十七条の十四第二項及び第三項」に、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第一百二十三条を次のように改める。

第一百二十四条中「紛争処理規程」の下に「市場取引監視委員会規程」を加える。

第一百二十五条中「から第一百二十三条规定まで」を「及び第一百二十二条に、「から前条まで」を「第一百二十二条规定及び前条」に改める。

第一百二十三条を次のように改める。

第一百二十四条 削除

第一百二十四条中「紛争処理規程」の下に「市場取引監視委員会規程」を加える。

第一百二十五条中「から第一百二十三条规定まで」を「及び第一百二十二条に、「から前条まで」を「第一百二十二条规定及び前条」に改める。

第一百二十三条を次のように改める。

3

次の各号に掲げる処分については、当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項の規定による処分であつて同項第一号に係るもの 第十五条第四項から第八項まで、第百一十七条及び第百一十九条第一項第一号の規定

二 第一項の規定による処分であつて同項第一号に係るもの 第十五条第四項から第八項まで、第百一十七条及び第百一十九条第一項第二号の規定

三 第一項の規定による処分であつて同項第一号に係るもの 第百一十七条及び第百一十九条第一項第一号の規定

(届出事項)

第百三十二条 商品取引員は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その日から二週間以内に、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第百一十八条第一項第一号、第二号又は第六号に掲げる事項第一種商品取引受託業の許可を受けた商品取引員にあつては、同項第一号又は第六号に掲げる事項)を変更したとき(前条第一項の許可を受けてこれらの事項を変更したときを除く)。

二 従たる営業所を開設し、又は廃止したとき。

三 受託等業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

四 受託等業務を廃止したとき。

2 前項の届出書であつて第百一十八条第一項第一号に係るものには、その変更を証する書面及びその変更の届出が新たに就任した役員に係るときは主務省令で定める書類を添付しなければならない。

第百三十三条 商品取引員は、その者が取引をす

る商品市場における取引の受託等業務、当該商

品市場における上場商品構成物品等(当該上場商品構成物品等の主たる原料若しくは材料となつている物又は当該上場商品構成物品等を主たる原料若しくは材料とする物を含む)の売買・

取引の取次ぎ等の業務及びこれに附帯する業務以外の業務(以下「兼業業務」という。)を営もうとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとすると、又はその兼業業務を廃止したときも、同様とする。

3 前項の規定による届出書の提出の場合は、主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとすると、又はその兼業業務を廃止したときも、同様とする。

2 商品取引員は、他の法人に対する支配関係(他の法人に対する関係で、商品取引員がその法人の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他その他の法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。)を持つに至つたときは、主務省令で定めるところにより、連絡なく、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなつたときも、同様とする。

3 前二項の場合において、商品取引員が営業所を運営する兼業業務又は前項に規定する支配関係を持つている法人の業務が商品市場に相当する外国の市場において先物取引に類似する取引を行うこととの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務その他の主務省令で定める業務に該当するものであるときは、主務省令で定めるところにより、当該商品取引員

の財産の状況に影響を及ぼすおそれがある当該業務の運営に関する事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとすると、又はその届け出た事項に変更が生じたときも、同様とする。

4 第二項の場合において、商品取引員の純資産額が前項に規定する期間内に第二項に規定する基準額以上とならなかつたときは、主務大臣は、第百一十六条第一項の許可を取り消さなければならない。

(商品取引員たる地位の承継)

第五百三十四条 商品取引員につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、商品取引員たる地位を承継する。

(商品取引員たる地位の承継)

2 前項の規定により商品取引員たる地位を承継した者は、連絡なく、その旨の届出書にその事実を証する書面を添付し、主務大臣に提出しなければならない。

(商品取引員の純資産額)

第五百三十五条 商品取引員の純資産額の基準額は、商品市場における取引の種類、取引単位、取引高その他の取引事情、受託等業務の方法の別及び委託者の保護を考慮して、商品市場ごとに、主務省令で定める。

(許可の失効)

第五百三十六条 商品取引員が受託等業務を廃止したときは、第百一十六条第一項の許可是、その効力を失う。

第五百三十六条の次に次の二節及び一章を加える。

第二節 業務

(標識の掲示)

第五百三十六条の二 商品取引員は、「営業所」としてその見やすい箇所に、主務省令で定める標識を掲げなければならない。

2 商品取引員以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第五百三十六条の三 商品取引員は、自己の名義をもつて、他人に商品市場における取引の受託等に関する業務を行わせてはならない。

官報(号外)

(外務員の登録)
 第百三十六条の四 商品取引員は、その役員及び使用人であつて、その商品取引員のために商品市場における取引の受託等又は委託の勧誘を行うもの(以下「外務員」という。)について、主務大臣の行う登録を受けなければならない。

2 商品取引員は、前項の規定による登録に係る外務員(以下「登録外務員」という。)以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

3 第一項の規定により登録を受けようとする商品取引員は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 登録申請者の商号及びその代表者の氏名
 二 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項
 ハ 氏名、生年月日及び住所
 ヒ 所属する営業所の名称
 ハ 役員又は使用人の別
 ニ 登録を受けようとする商品市場
 ホ 外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた商品取引員及び営業所の商号及び名称並びにその行つた期間

4 前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

5 主務大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、第一百三十六条の六第一項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに氏名、生年月日その他主務省令で定める事項を登録することに登録原簿に登録しなければならない。

6 主務大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

7 第一項の登録は、六年」としてその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

(外務員の登録の制限)
 第百三十六条の五 主務大臣は、第一種商品取引受託業の許可を受けた商品取引員に対しても、第一項の規定により登録を受けようとする商品取引員について、前条第一項の登録を行つてはならない。

(外務員の登録の拒否)
 第百三十六条の六 主務大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号の一に該当するとき、又は以上の大外務員について前条第一項の登録を行つてはならない。

一 第百三十六条の四第三項第一号イからハまでに掲げる事項に変更があつたとき。
 二 第二十四条第一項第一号から第六号までに掲げる事項に変更があつたとき。
 三 退職その他の理由により外務員の職務を行つたとき。

(外務員の登録の取消し等)
 第百三十六条の九 主務大臣は、登録外務員について、その登録が不正の手段によりなされたことを発見したとき、又は登録外務員が次の各号の一に該当するときは、当該登録を取り消し、又は当該登録外務員に対し、二年内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

一 第二十四条第一項第一号から第六号までの二に該当する」ととなつたとき。

二 第百三十六条の九第一項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者。

三 登録申請者以外の商品取引員に属する外務員として登録されている者。

2 第十五条第四項から第八項までの規定は、前項の規定による登録の拒否について準用する。

(外務員の権限)
 第百三十六条の七 外務員は、その所屬する商品取引員に代わって、商品市場における取引の受託等又は委託の勧誘に関する一切の裁判外の行為を行つてはならない。

3 第二十一条第二項の規定は、第一項の規定による登録の取消しに係る聽聞について、同条第三項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

(外務員についての届出)
 第百三十六条の八 商品取引員は、登録外務員について、次の各号の一に該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(外務員の登録の抹消)
 第百三十六条の十 主務大臣は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

一 前条第一項の規定により外務員の登録を取り消したとき。
 二 外務員の所屬する商品取引員が解散し、又はすべての受託等業務を廃止したとき。
 三 退職その他の理由により外務員の職務を行つたとき。

(商品先物取引協会による外務員の登録事務)
 第百三十六条の十一 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、第百三十六条の三十六第一項に規定する商品先物取引協会(以下この条から第百三十六条の十三まで及び第百三十六条の三十四において「協会」という。)に、第百三十六条の四から第百三十六条の六まで及び前三条に規定する登録に関する事務であつて当該協会に所屬する商品取引員の外務員に係るもの(以下この条及び第百三十六条の十三において「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 主務大臣は、前項の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を当該外務員について登録を受けた商品取引員に通知しなければならない。

3 協会は、第一項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定め、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

官 報 (号外)

4 第一項の規定により登録事務を行う協会は、
百三十六条の四第五項の規定による登録、第
百三十六条の八の規定による届出に係る登録の
変更、百三十六条の九第一項の規定による処
分(登録の取消しを除く)又は前条の規定によ
る登録の抹消をした場合には、主務省令で定め
るところにより、その旨を主務大臣に届け出な
ければならない。

5 主務大臣は、第一項の規定により登録事務を行
う協会に所屬する商品取引員の登録外務員が
百三十六条の九第一項第一号又は第二号に該
当するにもかかわらず、当該協会が同項に規
定する措置をしない場合において、商品市場に
おける秩序を維持し、又は委託者を保護するた
め必要かつ適当であると認めるときは、同項に
規定する措置をすることを命ずることができ
る。

6 第二十二条第一項及び第三項の規定は、前項
の規定による命令について準用する。

(登録手数料の納付)

第百三十六条の十一 外務員の登録を受けようよ
り、登録手数料を国(前条第一項の規定により
する商品取引員は、政令で定めるところによ
り、登録手数料を國に納められるもの
は、当該協会の収入とする。

(審査請求)

第百三十六条の十三 第百三十六条の十一第一項
の規定により登録事務を行う協会の第百三十六
条の四第三項の規定による登録の申請に係る不
作為、第百三十六条の六第一項の規定による登

録の拒否又は第百三十六条の九第一項の規定に
よる処分について不服がある商品取引員は、主
務大臣に対し、行政不服審査法による審査請求
をすることができる。

第百三十六条の十四 商品取引員は、委託者から
(商品取引員が占有する商品等の処分の制限)

預託を受けて、又はその者の計算において自己
が占有する物をその者の書面による同意を得な
いで、委託の趣旨に反して、担保に供し、貸し
付け、その他処分してはならない。

第百三十六条の十五 商品取引員は、受託等業務
(受託等に係る財産の分離保管等)

により生じた債務の弁済を確保するため、商品
市場における取引につき、顧客に對
けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計
算に属する金銭、有価証券その他の物(主務省
令で定めるものに限る)の額に相当する財産
については、商品取引員のその他の財産から分
離して主務省令で定める銀行その他の金融機関
へ預託することとその他の主務省令で定める措置
を講ずることにより、これを保全しなければな
らない。

第百三十六条の十六 商品取引員は、商品市場に
おける取引の委託を受けたときは、あらかじ
め、顧客に對し自己がその委託に係る商品市場
における当該委託に係る申込みを行うか、又は
その委託の取次ぎを行ふかの別を明らかにしな
ければならない。

(取引の方法の別明示)

第百三十六条の二十一 商品取引員は、商品市場に
おける取引の委託を受けたときは、あらかじ
め、顧客に對し自己がその委託に係る商品市場
における当該委託に係る申込みを行うか、又は
その委託の取次ぎを行ふかの別を明らかにしな
ければならない。

第百三十六条の二十二 商品取引員は、委託を受
け、その委託に係る取引の申込みの前に自己
の計算においてその委託に係る商品市場にお
ける当該委託に係る取引の申込みと同一の取引を成立
させることを目的として、当該委託に係る取
引における対価の額より有利な対価の額(買
付けについては当該委託に係る対価の額より
低い対価の額を、売付けについては当該委託
に係る対価の額より高い対価の額をいう)で
同号に掲げる取引をすること。

五 前各号に掲げるもののほか、商品市場にお
ける取引又はその受託等に関する行為であつ
て、委託者の保護に欠け、又は取引の公正を

よる処分について不服がある商品取引員は、主
務大臣に対し、行政不服審査法による審査請求
(不当な勧誘等の禁止)

及び使用人は、顧客に對して誠実かつ公正に、
その業務を遂行しなければならない。
(不当な勧誘等の禁止)

第百三十六条の十八 商品取引員は、次に掲げる
行為をしてはならない。

一 商品市場における取引につき、顧客に對
し、利益を生ずることが確実であると誤解さ
せるべき断定的判断を提供してその委託を勧
説すること。

二 商品市場における取引につき、顧客に對
し、損失の全部若しくは一部を負担すること
を約し、又は利益を保証して、その委託を勧
説すること。

三 商品市場における取引につき、数量、対価
の額又は約定価格等その他の主務省令で定め
る事項についての顧客の指示を受けないでそ
の委託を受け、又はその委託の取次ぎを引き
受けること。

四 商品市場における取引につき、顧客から第
二条第六項第一号に掲げる取引の委託を受
け、その委託に係る取引の申込みの前に自己
の計算においてその委託に係る商品市場にお
ける当該委託に係る取引の申込みと同一の取引を成立
させることを目的として、当該委託に係る取
引における対価の額より有利な対価の額(買
付けについては当該委託に係る対価の額より
低い対価の額を、売付けについては当該委託
に係る対価の額より高い対価の額をいう)で
同号に掲げる取引をすること。

第百三十六条の二十一 商品取引員は、委託を受
け、又は委託の取次ぎを受けた商品市場に
おける取引が成立したときは、遅滞なく、書面
をもつて、成立した取引の種類ことの数量及び
対価の額又は約定価格等並びに成立の日その他
の主務省令で定める事項を委託者に通知しなけ
ればならない。

書するものとして主務省令で定めるもの
(受託等契約の締結前の書面の交付)

第百三十六条の十九 商品取引員は、商品市場に
おける取引の受託等を内容とする契約(以下こ
の条において「受託等契約」という。)を締結しよ
うとするときは、主務省令で定めるところによ
り、あらかじめ、顧客に對し受託等契約の概要
その他の主務省令で定める事項を記載した書面
を交付しなければならない。ただし、当該受託
等契約の締結前主務省令で定める期間内に当該
顧客に当該書面を交付した場合は、この限りで
ない。

第百三十六条の十七 商品取引員並びにその役員
(誠実かつ公正の原則)

第百三十六条の十七 商品取引員並びにその役員
その相手方となつて取引を成立させてはならな
い。

第百三十六条の二十二 商品取引員は、主務省令
で定めるところにより、先物取引の取引高に応
じ、商品取引責任準備金を積み立てなければな
らない。

2 前項の商品取引責任準備金は、先物取引又はその委託を受け、若しくはその委託の取次ぎを引き受けることに關して生じた事故であつて主務省令で定めるものによる損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(帳簿の作成等)

第三百三十六条の二十三 商品取引員は、商品市場における取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

(帳簿の区分経理)

第三百三十六条の二十四 商品取引員は、商品市場における取引について、主務省令で定めるところにより、自らの計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

(第三節 監督)

(改善命令等)

第三百三十六条の二十五 主務大臣は、商品取引員の財産の状況又は受託等業務の運営が次の各号の一に該当する場合において、商品市場における秩序を維持し、又は委託者を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要な限度において、当該商品取引員に対し、財産の状況若しくは受託等業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命じ、又は三月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくはその受託等の停止を命ずることができる。

一 自債の合計金額の純資産額に対する比率が主務省令で定める率を超えた場合

二 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が主務省令で定める率を下つた場合

三 商品取引員が、その営む兼業業務又は第三百三十三条第二項に規定する支配関係を持つている法人の業務(これらの業務が同条第三項に規定する主務省令で定める業務に該当するものである場合に限る)に関する規定による勧告を受けた場合において、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたことにより、当該商品取引員の財産の状況が悪化し、又は悪化するおそれがあるとき。

四 商品市場における取引の受託等について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧説を行つて委託者の保護に欠けることとなり、又は欠けることとなるおそれがある場合

五 前各号に掲げる場合のほか、商品市場における秩序を維持し、又は委託者を保護するため財産の状況又は受託等業務の運営につき是正を加えることが必要な場合として主務省令で定める場合

2 前項第一号の自債の合計金額並びに同項第二号の流動資産の合計金額及び流動負債の合計金額は、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。

3 第二十二条第三項の規定は、第一項の規定による命令について準用する。

(取引の決済の結了)

第三百三十六条の二十八 第三十七条の規定は、商号の一に該当するに至つた場合において、その商品取引員がその受託に係る商品市場における取引の決済を結了していないときに準用する。

一 第百三十五条第四項、前条第一項若しくは

の商品市場における取引の受託等に関する業務の健全な遂行を確保するため必要があると認めることは、当該商品取引員に対し、兼業業務又は当該商品取引員が第三十三条第一項に規定する支配関係を持つている法人の業務に関する規定による勧告するべきことを勧告することができると。

二 第百二十二条第四項又は第三百三十六条の三十一第一項の規定により第百二十六条第一項の許可を取り消されたとき。

二 第百二十二条第四項又は第三百三十六条の三十一第一項の許可が効力を失つたとき。

二 前項において準用する第三十七条第一項の規定により取引者が本人の承継者又は他の会員をして当該取引の決済を結了させるときは、当該承継者又は当該会員と当該取引の委託者との間には委任契約が成立しているものとみなす。

(資産の国内保有)

第三百三十六条の二十九 主務大臣は、商品市場における秩序を維持し、又は委託者を保護するため必要かつ適当であると認める場合には、商品取引員に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

2 第二十二条第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(報告及び資料の提出の要求)

第三百三十六条の三十 主務大臣は、業務の監督上必要があると認めるときは、商品取引員に対し、その業務又は財産に関して、参考となるべき報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 主務大臣は、商品市場における秩序を維持し、又は委託者を保護するため特に必要があると認めるときは、商品取引員と取引をする者に対し、当該商品取引員の業務又は財産に関して、参考となるべき報告を求め、又は資料の提出を求めることがある。

官報(号外)

(立入検査)

第三百三十六条の三十一 主務大臣は、委託者を保護するため特に必要があると認めるときは、部下の職員をして、商品取引員の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2. 前項の規定により立入検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該商品取引員が所有し、又は預託を受けた上場商品でその営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該商品取引員をして当該上場商品の保管を証する書面をその場所の管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該商品取引員を立ち会わせて当該上場商品を検査することができる。

3. 第九十七条の十四第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による立入検査について準用する。

(商品取引員に対する監督上の処分)

第三百三十六条の三十二 主務大臣は、商品取引員が次の各号の一に該当するときは、第三百三十六条の三十一条第一項の

許可を取り消し、又は当該商品取引員に対し、六月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくはその受託等の停止を命ずることができるとする。

一 第百三十九条第一項第四号から第八号まで

(同項第五号については、この法令の規定に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る)の一に適合しなくなつたとき。

二 この法律、この法律に基づいてする主務大臣の処分又はこの法律に基づいてする主務大臣の処分又は

第三百三十六条第一項の許可若しくは第三百三十一条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

2. 主務大臣は、商品取引員の役員が前項第二号に該当する行為をしたときは、当該商品取引員に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

的とする。
2. 協会は、法人とする。

(業務の制限)

第三百三十六条の三十七 協会は、営利の目的をもつて業務を営んではならない。

2. 協会は、その目的を達成するために直接必要な業務及びその業務に附帯する業務以外の業務を営んではならない。

(住所)

第三百三十六条の三十八 協会の住所は、その主要事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第三百三十六条の三十九 協会でない者は、その名称中に商

品先物取引協会の会員(以下この章において「協会」という)であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(設立の認可)

第三百三十六条の四十 商品取引員は、協会を設立しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(定款記載事項)

第三百三十六条の四十一 協会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 協会員たる資格に関する事項

五 協会員の加入及び脱退に関する事項

六 協会員の経費の分担に関する事項

七 協会員に対する監査及び制裁に関する事項

八 役員の定数、任期、選任及び構成に関する事項

九 協会員の役員及び使用人の資質の向上に関する事項

十 協会員総会に関する事項

十一 理事会その他の会議に関する事項

十二 商品市場における取引の受託等に関する事項

十三 会計及び資産に関する事項

十四 公告の方法

(認可の申請)

第三百三十六条の四十二 第百三十六条の四十の認可を受けようとする者は、当該認可の申請書に

次に掲げる事項を記載して、主務大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在の場所

三 役員及び協会員の氏名又は名称

2. 前項の申請書には、定款、制裁規程、紛争処理規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(認可の基準)

第三百三十六条の四十三 主務大臣は、第三百三十六条の四十の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の規定が法令に違反せず、かつ、定款、制

平成十年四月三日 参議院会議録第十七号 商品取引所法の一部を改正する法律案

二二一

裁規程又は紛争処理規程に規定する業務の方

法、協会員の資格その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の受託等を公正かつ円滑ならしめ、及び委託者を保護するため

に十分であること。

二 当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

三 認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 認可申請者が第百二十六条第一項の許可を取り消され、取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

五 認可申請者の役員のうちに第二十四条第一項第一号から第六号までの一に該当する者が不在のこと。

六 第十五条第四項から第八項までの規定は、第百三十六条の四十の規定による処分について準用する。

(定款等の変更)

第七百三十六条の四十四 携会は、定款、制裁規程又は紛争処理規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 協会は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付し

て、主務大臣に提出しなければならない。

3 協会は、第百三十六条の四十二第一項第一号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、連絡なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。協会の規則(定款、制裁規程及び紛争処理規程を除く)の作成、変更又は

廃止があつたときも、同様とする。

4 前条第一項第一号の規定は、第二項の認可について準用する。

(認可の取消し等)

五百三十六条の四十五 主務大臣は、協会が第百三十六条の四十の認可若しくは前条第一項の認可の申請書又はこれらの書面の添付書類の記載事項のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、当該認可を取り消し、又は定款、制裁規程若しくは紛争処理規程について当該重要な事項に係る部分の変更を命ずることができ。

5 協会は、その定款において、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは協会若しくは取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をして、商品市場における取引若しくはその受託等の停止を命ぜられ、又は協会若しくは取引所から除名の処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否することができる旨を定めることができる。

六 第百三十六条の五十一 監事は、協会の事務を監理する。

2 第二十二条第一項の規定は、前項の規定によると認可の取消しに係る聽聞について、同条第三項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

第三節 協会員

(協会員たる資格)

五百三十六条の四十六 協会員たる資格を有する者は、商品取引員に限る。

2 協会は、その定款において、第五項に定める場合を除くほか、商品取引員は何人も協会員として加入することができる旨を定めなければならない。

3 協会は、前項の認可を受けようとすると

五百三十六条の四十七 協会は、協会員の名簿を公衆の検覧に供しなければならない。

(名簿の保管)

五百三十六条の四十八 協会は、その定款において、協会員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは当該協会の定款、紛争処理規程その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、制裁規程の定めるところにより、当該協会員に対し、過怠金を課し、若しくは定款の定める協会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は当該協会員を除名する旨を定めなければならない。

2 協会は、その定款において、詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会員の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める旨を定めなければならない。

3 協会は、その定款において、詐欺行為、相場

内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は協会の定款その他の規則に違反する行為を防止して、委託者の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。

4 理事は、定款の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、会長に事故があるときにはその職務を代理し、会長が欠員のときにはその職務を行ふ。

(監事の権限)

五百三十六条の五十二 第二十四条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員となることができない。

2 監事は、いつでも会長又は理事に対して事務の報告を求め、又は協会の事務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、会長が協会員総会に提出しようとする書類を調査し、協会員総会にその意見を報告しなければならない。

(役員の欠格条件等)

五百三十六条の五十三 第二十四条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員となることができない。

2 役員が第二十四条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(仮理事又は仮監事)

五百三十六条の五十四 協会は、理事又は監事の職を行う者がない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

(役員)

五百三十六条の五十五 第二十四条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十四条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

3 協会は、その定款において、詐欺行為、相場

を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会員の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める旨を定めなければならない。

4 協会は、その定款において、詐欺行為、相場

を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会員の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める旨を定めなければならない。

5 協会は、その定款において、詐欺行為、相場

を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会員の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める旨を定めなければならない。

6 協会は、その定款において、詐欺行為、相場

を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会員の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める旨を定めなければならない。

(会長及び理事の権限)

五百三十六条の五十六 第一百三十六条の五十 会長は、協会を代表し、その事務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、協会を

代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、

会長が欠員のときにはその職務を行ふ。

(監事の権限)

五百三十六条の五十七 第一百三十六条の五十一 監事は、協会の事務を監査する。

2 監事は、いつでも会長又は理事に対して事務の報告を求め、又は協会の事務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、会長が協会員総会に提出しようとする書類を調査し、協会員総会にその意見を報告しなければならない。

(役員の欠格条件等)

五百三十六条の五十八 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(仮理事又は仮監事)

五百三十六条の五十九 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(役員)

五百三十六条の六十 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の六十一 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の六十二 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の六十三 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の六十四 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の六十五 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の六十六 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の六十七 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の六十八 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の六十九 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の七十 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の七十一 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の七十二 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の七十三 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の七十四 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の七十五 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の七十六 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の七十七 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の七十八 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の七十九 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の八十 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の八十一 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の八十二 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の八十三 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の八十四 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の八十五 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の八十六 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の八十七 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の八十八 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の八十九 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の九十 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の九十一 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

2 役員が第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(監事の権限)

五百三十六条の九十二 第一百三十六条の五十一 第二十二条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員とな

く。

</

官報 (号外)

(市場取引監視委員会規程の認可に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の商品取引所法(以下「旧法」という。)第八条の二の許可を受けている商品取引所(以下「旧法取引所」という。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から三十日以内に、市場取引監視委員会規程を作成し、主務大臣に認可の申請をしなければならない。

2 この法律による改正後の商品取引所法(以下「新法」という。)第十五条第一項第四号の規定は、前項の認可について準用する。

3 主務大臣は、旧法取引所が第一項の規定に違反した場合には、その設立の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4 前項の規定による処分に違反したときは、その行為をした旧法取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 旧法取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その旧法取引所に対して三億円以下の罰金刑を科する。

(商品取引員の許可に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第四十一条第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者に係る同条第一項の許可(以下「旧法の許可」という。)を受けている者は、当該旧法の許可に係る商品市場を含む許可の種類(新法第二百二十六条第一項に規定する許可の種類をいう。)

以下同じ。)につき、旧法の許可に係る商品市場を新法第二百二十八条第一項第四号の商品市場における取引の受託等を行う商品市場として、それぞれ新法第二百二十六条第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者に係る同条第一項の許可(以下「新法の許可」という。)を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法の許可を受けたものとみなされる者であつて、同項の規定により、一の許可の種類について二以上の許可を受けたものは、前項の認可を受けたものとみなして、この法律の規定を適用する。

3 前二項の規定により新法の許可を受けたものとみなされた者について、当該二以上の許可を一の許可とみなして、この法律の規定を適用する。

4 前二項の規定により新法の許可を受けたものとみなされた者についての新法第二百二十六条第一項の規定の適用については、その者が旧法の許可を受けた日(前項の規定により二以上の許可を一の許可とみなされた者については、当該二以上の許可のうち最後の許可を受けた日)を新法の許可を受けた日とみなす。

5 旧法第五十二条第一項又は旧法第二百二十七条第一項に付された条件は、新法第二百二十七条第一項の規定により新法の許可に付された条件とみなす。

6 旧法第五十二条第一項の規定により旧法の許可に付された条件は、新法第二百二十七条第一項の規定により新法の許可に付された条件とみなす。

7 旧法第五十二条第一項又は旧法第二百二十七条第一項の規定により新法の許可に付された条件とみなす。

8 旧法第五十二条第一項又は旧法第二百二十七条第一項の規定により新法の許可に付された条件とみなす。

9 旧法第五十二条第一項又は旧法第二百二十七条第一項の規定により新法の許可に付された条件とみなす。

三十六条の四十三第一項第四号及び第五号並びに第二百三十六条の五十二の規定の適用について

は、その者は、その取消しの日において、新法の三十二第一項又は新法第二百三十六条の二十七第一項の規定により新法の許可を

取り消されたものとみなす。

(従たる営業所の開設等に関する経過措置)

第五条 施行日前に旧法第四十六条第一項第二号又は第三号に掲げる場合についての同項の許可が行われたものであつて、施行日後に従たる営業所の開設又は本店若しくは従たる営業所の位置の変更がされるものについては、新法第二百三十二条第一項の規定による届出を要しない。

(外務省に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第九十二条の二第一項の規定により商品取引員(旧法第四十二条第三項に規定するものをいう。以下同じ。)が旧法取引所の行う登録を受けている外務員(旧法第九十二条の二第一項に規定するものと同一のものとみなす。

7 旧法取引所の行う登録を受けたものとみなす。

8 旧法取引所は、旧法第九十二条の二第一項の規定による登録を受けている事項を施行日から十日以内に主務大臣に通知しなければならない。

9 旧法取引所は、旧法第九十二条の二第一項の規定により旧法の許可を取り消された者についての新法第二百三十六条の四十三第一項第一号の規定は、前項の認可に付せて受けなければならない。

10 旧法取引所は、旧法第九十二条の二第一項の規定により商品取引員が登録を受けたものとみなされる外務員についての同条第七項の規定の適用については、当該商品取引員が旧法の三十二第一項の規定による登録を最後に受けた日を新法第二百三十六条の四第一項の規定による登録を受けた日とみなす。

11 旧法取引所は、旧法第九十二条の二第一項の規定により商品取引員が登録を受けたものとみなされる外務員についての同条第七項の規定の適用については、当該商品取引員が旧法の三十二第一項の規定による登録を最後に受けた日を新法第二百三十六条の四第一項の規定による登録を受けた日とみなす。

定による登録を受けた日とみなす。

(商品先物取引協会等の名称の使用制限に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現にその名称中に商品先物取引協会又は商品先物取引協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてい

る者については、新法第二百三十六条の三十九の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(商品取引員協会に関する経過措置)

第八条 この法律の公布の際既に旧法第五十四条の三第一項に規定する商品取引員協会(以下「旧法協会」という。)が設立されている場合においては、当該旧法協会は、施行日前においても、新法第二百三十六条の四十一及び第二百三十六条の四十四の規定の例により、定款を変更し、主務大臣の認可を受けることができる。

9 旧法協会は、前項の認可を受けようとする場合には、制裁規程及び紛争処理規程を定め、主務大臣の認可を併せて受けなければならない。

10 旧法協会は、前項の認可に付せて受けなければならない。

11 新法第二百三十六条の四十三第一項第一号の規定は、前項の認可について準用する。

12 第二項の認可を受けた制裁規程及び紛争処理規程は、施行日にその効力を生ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

第十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び証券業協会」を、「証券業協会及び商品先物取引協会」に改める。

うに加える。

商品先物取引協会	商品取引所法(昭和二十五年法律第二百二十九号)
----------	-------------------------

(法人税法の一部改正)

第十三條 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表商工組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)の項の次に次のように加える。

商品先物取引協会	商品取引所法(昭和二十五年法律第二百二十九号)

(登録免許税法の一部改正)

第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十一号を次のように改める。

(三十一) 商品市場における取引の受託等の許可

商品取引所法(昭和二十六年第一項(取引の受託等の許可)

の商品市場における取引の受託又はその委託の取次ぎの引受けの許可(許可の更新を除く。)

許可件数	一件につき十五万円

第十五条 消費税法(昭和六十三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。
別表第三第一号の表商工組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)の項の次に次のように加える。

(消費税法の一部改正)

商品先物取引協会	商品取引所法(昭和二十五年法律第二百二十九号)

(取引所税法の一部改正)

第十六条 取引所税法(平成二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第九十三条」を「第二百三十六

条の十六」に改める。

審査報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十年四月二日

参議院議長 斎藤 十朗殿 財政・金融委員長 石川 弘

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵便貯金の預金者に対するサービスの向上を図るため、貯金証書に写真を複写する取扱いの他の特別な取扱いを行い、当該取扱いに係る手数料を徴収することができる」とするとともに、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金をもって取得した債券を信託業務を営む銀行又は信託会社へ信託できることとし、及び同資金を先物外貨為替に運用する場合における証券会社に取引を委託してしなければならないとの条件を撤廃しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

前項の規定による取扱いについては、預金者は、当該取扱いに要する費用を勘案して省令で定める額の手数料を、省令で定めるところにより、納付しなければならない。

第三十一条の三(手数料の還付) 前条第二項の規定により納付された手数料は、次に掲げるものに限り、これを納付した預金者の請求により還付する。

一 過納又は誤納の手数料

二 郵便貯金に関する業務に従事する者の過失によつて前条第一項各号に掲げる取扱いの全

部若しくは一部をしなかつた場合又は郵便貯

金に関する業務に従事する者の過失によつてこれと同様の結果を生じた場合におけるその取扱いの手数料の額又はその範囲内において

前項の請求は、その手数料を納付した時から省令で定める額

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法(昭和二十一年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二章中第三十二条の二(特別な取扱い及びその手数料) 第三十二条の次に次の二条を加える。

郵政省は、省令で定めるところにより、次に掲げる取扱いをすることができる。

一 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

二 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

三 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

四 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

五 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

六 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

七 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

八 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

九 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

十 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

十一 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

十二 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

十三 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

十四 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

十五 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

十六 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

十七 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

十八 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

右

本法施行のため、別に費用を要しない。

国会に提出する。

平成十年二月二十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

官報(号外)

第三十八条第二項第一号中「払出金額」の下に「及び受取人」を加え、「これを」と「これを」に改め、「送達し」の下に「又は加入者に交付し」を加える。

第三十八条の二第一項中「第三号に掲げる方法」の下に「同項第一号に掲げる方法については、郵政省において払出証書を送達する場合に係るものに限る。」を加える。

第三十九条中「百万円(業務の遂行上支障がない場合にあつては、五百萬円)」を「千五百万円」に改める。

第五十条の四中「十万円」を「三十万円」に改める。

第六十二条に次のただし書きを加える。

ただし、省令で定めるところにより、当該口座に係る地方公共団体の申出があるときは、当該払込み又は振替の料金(地方税又は電気事業、ガス事業若しくは水道事業の料金その他省令で定める料金の納付のための払込み又は振替の料金を除く。)は、払込人から、又は預り金を払い出す口座の預り金から控除して、これを徴収する。

附則

この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定、第二十三条の改正規定、第十三条の二を第二十三条の三とし、第二十二条の改正規定、公布の日
- 二 第三十九条及び第五十条の四の改正規定、公布の日から起算して一月を経過した日

三 第三十二条、第三十八条第二項第一号及び

第三十八条の二第一項の改正規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

審査報告書

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十年四月一日

財政・金融委員長 石川 弘
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るために、簡易生命保険特別会計の積立金を先物外國為替に運用する場合における証券条件を撤廃しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「第三条第八項」を「第三条第七項」に改める。

附則

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 資金運用部資金法の一部改正

日程第一 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

投票者氏名

賛成者氏名

一八四名

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

右

平成十年二月二十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

小野 清子君

尾辻 秀久君

松浦 功君

松浦 孝治君

岩崎 純三君

上杉 光弘君

浦田 勝君

井上 公成君

井上 孝君

板垣 正君

石川 弘君

井上 裕君

西田 吉宏君

中島 真人君

中原 寿君

長尾 立子君

高木 正明君

武見 敬三君

田沢 智治君

井上 公平君

岩永 浩美君

上野 公成君

井上 裕君

西田 幸正君

南野知恵子君

橋本 聖子君

畠 稲子君

林田悠紀夫君

二木 秀夫君

真鍋 賢二君

前田 敦男君

松浦 基君

岡田 俊太郎君

岡部 三郎君

寺野 利定君

金田 勝年君

鎌田 要人君

斎掛 哲男君

倉田 寛之君

鴻池 祥馨君

佐藤 静雄君

斎藤 文夫君

清水 達雄君

陣内 孝雄君

鈴木 政二君

関根 則之君

鈴木 貞敏君

田浦 直君

塙崎 恒久君

須藤良太郎君

清水嘉与子君

堀崎 恒久君

佐藤 泰三君

塙崎 恒久君

竹山 裕君

永田 良雄君

中曾根弘文君

坪井 一字君

谷川 秀善君

成瀬 守重君

長谷川道郎君

林 駆

野沢 太三君

平田 耕一君

岡野 裕君

岡部 利定君

岡野 豊秋君

大島 慶久君

鹿熊 安正君

佐々木 満君

佐々木 満君

大野つや子君

片山虎之助君

笠本 邦茂君

笠本 邦茂君

岡野 裕君

久世 公堯君

久世 公堯君

小山 孝雄君

鹿熊 安正君

佐藤 泰三君

佐藤 泰三君

大野つや子君

大島 慶久君

大島 慶久

平成十年四月三日 参議院会議録第十七号 投票者氏名

四

官 報 (號 外)

竹村	寺崎	昭久君	直嶋	正行君	寺澤	芳男君	角田	義一君
長谷川	清君	円	より子君	本間	昭次君	水島	裕君	中尾
広中和歌子君				和田	洋子君	吉田	清寛君	則幸君
田村	扇	及川	猪熊	重二君	荒木	魚住裕	一郎君	
渡辺	村沢	大森	牛嶋	正君	海野	義孝君		
平野	永野	瀬谷	但馬	順郎君	大久保直彦君	大久保直彦	彦君	
都築	茂門君	志吉	高野	礼子君	加藤	修一君		
田村	秀昭君	梶原	博師君	風間	武田	節子君		
平野	千景君	敬義君	但馬	昶君	轟岡	洋君		
平野	貞夫君	及川	久美君	潤一君	益田	洋介君		
		渡辺	福本	松	山本	保君		
		渡辺	潤一君	あきら君	赤桐	操君		
		瀬谷	但馬	孝男君	大脇	雅子君		
		志吉	久美君	一夫君	日下部傳代子君			
		英行君	高野	梶原	清水	澄子君		
		牧君	高野	敬義君	谷本	巍君		
		四郎君	高野	裕君	谷本	巍君		
		秀昭君	高野	英行君	三重野栄子君	泉		
		茂門君	高橋	牧君	山本	正和君		
		讓君	高橋	四郎君	山本	信也君		
			高橋	千景君	木暮	山人君		
			高橋	秀昭君	平井	邦司君		
			高橋	茂門君	平井	卓志君		
			高橋	讓君	星野	朋市君		

反対者氏名	一六名
阿部 幸代君	有備 正治君
上田耕一郎君	緒方 靖夫君
笠井 亮君	藤薄 弘君
須藤美也子君	立木 洋君
西山登紀子君	橋本 敦君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	栗原 君子君
矢田部 理君	山口 哲夫君
賛成者氏名	一二〇二名
阿部 正俊君	青木 幹雄君
芦尾 長司君	井上 吉夫君
井上 孝君	井上 裕君
石川 弘君	石渡 清元君
板垣 正君	岩井 國臣君
岩崎 純三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
浦田 勝君	遠藤 要君
小野 清子君	尾辻 秀久君
大河原太一郎君	西川きよし君
日程第三 放送法の一部を改正する法律案(内閣 提出)	一〇二名

岡	大野つや子君	岡	利定君
岡部	三郎君	岡野	裕君
狩野	安君	太田	豊秋君
景山俊太郎君	金田勝年君	片山虎之助君	加藤紀文君
佐々木満君	佐藤公堯君	佐藤哲男君	釜本邦茂君
佐々木孝雄君	国井正幸君	鳩池寛之君	北岡秀二君
佐藤泰三君	塙崎恭久君	倉田祥肇君	斎藤靜雄君
清水嘉与子君	陣内孝雄君	須藤良太郎君	清水達雄君
鈴木政二君	関根則之君	下稻葉耕吉君	須藤弘文君
田沢智治君	高木正明君	田浦直君	竹山裕君
常田草詳君	武見敬三君	中曾根弘文君	谷川秀善君
中島真人君	立子君	永田良雄君	坪井一宇君
中原爽君	長尾爽君	長峯基君	成瀬守重君
橋崎泰昌君	西田吉宏君	野沢太三君	長谷川道郎君
橋本聖子君	南野知惠子君	平田耕正君	林駒芳正君
畠本恵君	林田悠紀夫君	烟	林駒浩君

前田 松浦 三浦 富澤 守住 有信君
保坂 孝治君 一水君 弘君
山崎 正昭君 依田 智治君
吉村剛太郎君 朝日 俊弘君
岡崎トミ子君 石田 美栄君
今泉 昭君 川橋 幸子君
小島 慶三君 笹野 貞子君
小山 峰男君 竹村 泰子君
寺崎 昭久君 直嶋 正行君
長谷川 清君 広中和歌子君
本岡 昭次君 円 より子君
和田 洋子君 猪熊 重二君
牛嶋 正君 大森 順郎君
及川 礼子君 風間 赤君

平成十年四月三日 参議院会議録第十七号 投票者氏々

官 報 (号·外)

反対者氏名

一七名

景山俊太郎君
金田勝年君片山虎之助君
釜本邦茂君宮崎秀樹君
村上正邦君宮澤弘君
守住有信君赤桐操君
大脇雅子君及川一夫君
梶原敬義君

志吉裕君

英行君

貞雄君

渡辺四郎君

村沢牧君

立木洋君

須藤靖夫君

緒方弘君

瀬谷英行君

渕上貞雄君

武田邦太郎君

矢田部理君

岩瀬良三君

石井一二君

武田邦太郎君

阿部幸代君

笠井亮君

須藤美也子君

西山登紀子君

山下芳生君

吉川春子君

矢田部理君

椎名素夫君

栗原君子君

山口哲夫君

吉岡吉典君

久世公義君

国井正幸君

小山孝雄君

佐々木清君

佐藤泰三君

清水達雄君

下稻葉耕吉君

斎藤文夫君

鴻池祥馨君

塩崎静雄君

倉田寛之君

吉村剛太郎君

依田智治君

吉田俊弘君

朝日俊弘君

石田美栄君

今泉昭君

岡崎トミ子君

田村公平君

須藤良太郎君

田浦直君

鈴木貞敏君

高木政二君

関根則之君

田沢智治君

高木正明君

武見敬三君

常田享詳君

中島眞人君

伊藤基隆君

江本淳治君

足立良平君

伊藤基隆君

山本芳男君

吉川吉良君

矢野一太君

山本吉良君

吉川吉良君

足立良平君

伊藤基隆君

山本吉良君

吉川吉良君

矢野一太君

山本吉良君

吉川吉良君

官 報 (号 外)

徳島県吉野川第十堰改築計画等に関する質問

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十年一月四日

竹村
泰子

卷之三十一

徳島県吉野川第十一堰改築計画等に関する質

徳島県吉野川第十堰改築計画に関しては、平成

同年十月二十三日に徳島県吉野川第十堰改築計画等に関する質問主意書を提出し、政府から平

成九年十一月十九日付で、内閣參議一四二第一号の答弁書(以下「答弁書第三号」という。)が寄せられたところである。その答弁内容については、未だ不明確な点も含まれており、事実関係のさらなる解説を行ふ必要があると考える。したがって、再度以下の質問をする。

聖經全書

一 吉野川における洪水について

月に生起した洪水については、現第十堰の最も上流側の地点からわずか約二キロメートル上流の地点付近において同川の堤防が決壊したと推定されることから、洪水時における現第十堰による水位上昇も堤防の決壊の一つの原因として考えられるところである。」となつてゐるが、わずか二キロメートル上流が決壊したことだけでは、現第十堰が原因であ

ないと結論づける根据に乏しい」と言わざるを得ない。現第十堰による水位上昇を当該洪水の原因の一つと考えた根据を詳細に示されたい。また、決壟の原因是、當時の堤防が非常に貧弱であつたためであると考えるがどうか。

答弁書第二号にある明治二十一年七月の時点では、第十堰付近の吉野川の流れは現在のそれとは異なり、旧吉野川の付け替えも行われていない状態であったと考えがどうか。したがつて、明治二十一年の洪水が、今回の吉野川第十堰改築の根据にはならないと考えるがどうか。

吉野川下流部の流路が現在の形に固定されたとされる昭和二年以降で、現在の第十堰が直接の原因となって川が氾濫した例があるのか、簡潔に示されたい。

粗度係数について

生起した場合における粗度係数の値が、過去に現に生起した洪水における観測結果を用いて算出した値のうち最大のものとなる可能性を否定できる根拠を有しない」とから「包括する値を採用したとしている。また、平成七年十一月に建設省四国地方建設局が作成した「第十堰改築事業に関する技術報告書」(以下「技術報告書」という。)によれば、「粗度係数の再現に用いた洪水の水位は高水敷部の水深が小さく大部分が低水路を流れているため、その水位はほとんど低水路の粗度によって支配されており、実績洪水の痕跡から求めた粗度係数は低水路の粗度係数と考えられる」としている。しかし、実績の洪水から求めた粗度係数は、あくまでも○・○三五であり、これは、高水敷も流下した場合における河川全体の粗度係数であることは答弁書第三号別表第一からも明らかである。なぜ、粗度係数○・○三五を低水路のみの値として採用したのかを、具体的かつ詳細に示されたい。

4 答弁書第三号によれば、高水敷における粗度係数は、他の河川の粗度係数の観測によるところであるが、それが吉野川においても適用できると考えた根拠は何か。

5 答弁書第三号によれば、粗度係数の計算過程において低水路及び高水敷における粗度係数をそれぞれ求めた上で、流水の相互の干渉効果を加味しつつ求めたとあるが、具体的な干涉効果や径深の値など、粗度係数の計算に用いた数式や数式に代入した数値を具体的に示された。

一 市民団体の水位計算について

1 答弁書第三号によれば、「吉野川の河口から十六キロメートルの地点における「再現計算水位」の値から、それぞれの洪水において観測された同地点の左岸及び右岸における痕跡水位の値を減じた値のうち最大のもの及び最小のものは、それぞれ約一・四メートル及び約〇・六メートル」であるとされている。技術報告書の五十八ページに記載されている「過去の四洪水」の各洪水における痕跡水位と再現計算水位の差について、吉野川河口十四キロメートルを起点として二十四キロメートル地点まで、百メートルごとにそれを示されたい。

吉野川第十堰を改築する必要があると結論づけているが、現在でもこの結論が妥当であるとする根拠を示されたい。

3 痕跡水位と再現計算水位との差である。

四メートルないし〇・六メートル程度は、計算の際の誤差の範囲を超えるものであると考

えるのが妥当ではないのか。誤差の範囲内とすればその理由を示されたい。また、これだけの差がありながら、「河口より十六キロメートル地点においては計画高水位を四十二センチメートル超過する」と断言することができる理由も併せて示されたい。

4 技術報告書によれば、「第十堰によるせき上げ区間については、第十堰が河道に対しても斜めになつていて、河岸断面をそのまま計算に用いた場合には堰の影響が表現されないため、形状を十四・二キロメートル地点において河道に直角に投影した仮想断面を想定して水位計算」を行つたとしている。この場合に、「斜め固定堰の複雑な流れを忠実に再現するには限界がある」としており、一次元不等流計算の限界も明らかにされているところである。このように、流れに対して直角でない構造物については、計算断面に投影面を設けることが余儀なくされることが一がつて、このような問題点を抱える計算を用いるにあたっては、計算結果を実際の自然現象にできる限り近づけることが極めて重要であると考えるがいかがか。

5 建設省の水位計算と市民団体の水位計算を比較した場合、市民団体の水位計算の方

がより痕跡水位に近い結果となっているが、この点についてはどのように考えているのか。

6 答弁書第三号によれば、「建設省において、御指摘の「水位計算資料」が「計画流量毎秒一万九千トンが流れたとしても計画高水位以下に収まることが明らかとなつた」として

いることが誤りであると判断したのは、水位計算資料において想定している吉野川の流水の状態が水位計算資料において用いたとされる「本間の式」の適用範囲を逸脱していると考

えられる」と、水位計算資料等によれば上流における水理学上のエネルギー水頭が下流に

おけるそれを下回るという不合理が生じると考えられること等の理由によるものである」とされているところである。

① 適用範囲を逸脱しているとされる「本間の式」の方が、実際の痕跡水位に近い計算

結果を出しているのはなぜか。

② 市民団体の水位計算では、「本間の式」をそのまま適用しているわけではなく、適用

計算モデル中での理論上の最小値と、市民団体の計算モデル中での理論上の最小値は異なるのか。異なるとすれば、建設省の計算モデルの中での最小値を下回ることが誤りと判断した理由の一つであるという主張は、理論的にどのような意味があるのか。

③ 答弁書第三号によれば、「実際には現第十堰が流下方向に対しても斜めに設置されており痕跡水位をもとに修正を行っている。このような修正を行つても、市民団体の水位計算が「本間の式」の適用範囲を逸脱している」ということが誤りの根拠として位置づけられているのはなぜか。

④ 「本間の式」を適用しなくとも、建設省行った計算方法で前提だけを変えて、堰の高さを五・一メートル、堰の長さを七百十

メートルとした場合には、十六キロメートル付近において計画高水位を約三十センチメートル下回るとの市民団体の指摘があるが事実か。

⑤ 答弁書第三号によれば、エネルギー水頭の値が水位計算資料に明記されている条件等に基づいて同地点についてほぼ一義的に算出することができるエネルギー水頭の

以下に収まることが明らかとなつた」として、不合理を有すると考えられる」とされているが、エネルギー水頭の値の理論上の最小値を更に下回ることと

いた不合理を有すると考えられる」とさ

れているが、エネルギー水頭の値の理論上の最小値とは、建設省の計算モデルの中で理論上の最小値ではないのか。

⑥ エネルギー水頭については、建設省の計

算モデル中での理論上の最小値と、市民団体の計算モデル中での理論上の最小値は異なるのか。異なるとすれば、建設省の計算モデルの中での最小値を下回ることが誤りと判断した理由の一つであるという主張は、理論的にどのような意味があるのか。

⑦ 水位計算上の斜め堰の投影断面等について

がなるべく忠実に再現されることが計算モデルにおいては重要であると考えるがどうか。そのように考えない場合には、その理由を示されたい。

⑧ 吉野川シンボジウム実行委員会が平成九年五月に作成し、徳島工事事務所において受け取っている「水位計算の結果について」(以下「水位計算資料」という)と、建設省における計算につき斜め堰の水の流れの幅及び投影断面の違いを示されたい。

⑨ 吉野川第十堰は横断形状で左右岸の標高が異なり、堰の投影断面をどのようにするのかが問題となるが、建設省の計算において、堰の高さはどのようになっているのか示されたい。また、水位計算資料において投影している堰の高さと、建設省の計算において投影している堰の高さの違いについて示されたい。

⑩ 建設省の投影の方法が水位計算資料のそれに存在しない架空の堰を設けて堰の影響が出来るであるう上流部の水理現象を求めるこれがよりも優れていると考えるか。考えるとすればその根拠を示されたい。

四 計画降雨等について

答弁書第三号によれば、岩津のピーク流量が最大になる値を採用した理由は、計画降雨の数を限定したからであるが、昭和五十一年降雨を除外したことが、計画降雨の数を限定したという意味か。

- 2 答弁書第三号によれば、「現行の吉野川水系工事実施基本計画において用いられている計画降雨量の値は合理的なものである」とされているが、河川砂防技術基準調査編六十六ページによれば、「試料のユラギを小さくし、解析結果の値の信頼度を高めるためには試料の大きさはできるだけ大きいことが望ましく、したがって、統計試料はできるだけ長期間のものをそろえる必要がある」とされている。よって、「現在までの新しい試料も加味して計画降雨を算出する方がより合理的であると考えるがどうか。合理的でないと考えるならばその理由を示されたい。」
- 3 平成九年に河川法が改正され、工事実施基本計画は河川整備基本方針と河川整備計画に分けられることになった。河川整備基本方針においても基本高水や計画高水が定められることとなっているが、河川整備基本方針における基本高水や計画高水の計算は、現在までの新しい知見や降雨試料を用いた計算によるのか。また、吉野川における河川整備基本方針はいつ頃までに策定される予定なのか。
- 4 建設省四国地方建設局作成の「第十堰建設事業に関する質問へのお答え」によれば、第十堰の損壊によって第十橋門から取水できず、その五日後の報道では、この損壊は人為的破壊が原因になっているとされているが、そのような事実関係に相違ないか。さらに取水障害の要因は、現在と違つて旧吉野川の河床が高く水が流れにくかったことにあると考えるがどうか。

- 3 垂直航空写真的実体視から洪水中の水位を求める場合、その精度や信頼性は、洪水後の痕跡水位と同程度のものであると考えているのか。考えている場合にはその根拠を示されたい。また、他の河川で航空写真により水位を求めた例があるか。ある場合には、その例を示されたい。ない場合には、なぜ吉野川だけでのような方法を採用したのか、その理由を示されたい。
- 3 垂直航空写真的実体視から水位を求めた昭和四十九年洪水の場合、左岸と右岸で約一・二メートルの水位差が生じているが、なぜこのような差が生じているのか、その理由を示されたい。また、このような差が生じていても、求めた水位が信頼に足りると判断した理由も併せて示されたい。

- 4 「吉野川第十堰水理模型実験 第十堰をもつていく必要がある」とされているところである。一方、国営総合農地防災事業「吉野川

十九年九月に生起した洪水における時間の経過に伴う洪水の流量の変化の観測結果を基に流量を段階的に変化させたときの最大の水位を計測し、その値を同川の水位に換算したもののが当該洪水において実際に観測された痕跡水位等とおおむね一致することをあらかじめ確認している」とあるが、実際に観測された水位のうち、昭和四十九年洪水の水位については、垂直航空写真的実体視から求めたものであるとされている。垂直航空写真的実体視から水位を求める方法につき示された

2 垂直航空写真的実体視から洪水中の水位を

求める場合、その精度や信頼性は、洪水後の痕跡水位と同程度のものであると考えているのか。考えている場合にはその根拠を示されたい。また、他の河川で航空写真により水位を示された例があるか。ある場合には、その例を示されたい。ない場合には、なぜ吉野川だけでのような方法を採用したのか、その理由を示されたい。

六 利水目的について

- 1 技術報告書四十九ページによれば、「現在の第十堰は、河口からの塙水の選上をくい止め、堰上流を真水に保つとともに、吉野川

の水をせき上げて、旧吉野川へ導き込むことにより、旧吉野川沿川の水道用水、工業用水、農業用水を取水できるようにするほか、

吉野川における徳島市の水道用水の取水を可能にするなど大切な役割を担っている。」昭和三十六年と同程度の被害であったとしているところでも、水位が第十橋門敷高以下となって分流できくなり、地域の生活や産業、経済活動に与える影響は計りしれないものがある。このため、吉野川下流部における重要な施設である第十堰を「最も損壊させないよう、対処していく必要がある」とされているところである。一方、国営総合農地防災事業「吉野川

とよく知っていたために」によれば、昭和四十九年洪水中の水位のうち、右岸の水位が十五・二キロメートルと十五・四キロメートルの水位が他の水位に比べてかなり高くなっているが、その原因をどのように考えているのか。

5 水位計算資料によれば、「実際の洪水痕跡を用いて数値解析を行うほうが、模型実験の結果より精度が高いと考える。またこうした数値解析によるのは、一般的な河川改修工事で行われている既に確立された方法でもある」としているが、この点についてはどのように考えるか。

2 建設省四国地方建設局作成の「第十堰建設事業に関する質問へのお答え」によれば、第

十堰の損壊によって第十橋門から取水できず、その五日後の報道では、この損壊は人為的破壊が原因になっているとされているが、そのような事実関係に相違ないか。さらに取水障害の要因は、現在と違つて旧吉野川の河床が高く水が流れにくかったことにあると考えるがどうか。

3 旧吉野川、今切川における、水道用水、工業用水及び農業用水の過去十年間の取水量を示されたい。

七 環境保全等について

- 1 平成九年十一月に徳島県自然保護協会が出版した「第十堰可動化の環境に与える影響について(見解)」(以下「見解」という)において、資料や説明に示された問題点が指摘されているところである。まず、見解一ページに

ある、第二回環境調査委員会資料(平成五年六月十六日)の平成二、四年の調査結果にハクセンシオマネキ、ルイスハンミョウが記載されていないとの指摘は事実か。また、ハクセンシオマネキは、「非常に目立つ種であ

り、この種を知っている者が実地調査をすれば、その生息を見逃す筈はない」とも指摘しているが、その生息を見逃した理由を示されたい。

2 見解一ページによれば、イボウミニア、シマヘナタリが第四回調査委員会資料に記載されているとあるが、事実か。また、この二種は環境調査報告書の中に「貴重種」である旨の記述があるとともに指摘しているが、なぜそのような記述がなされていないのか。

3 環境調査は、いつ、誰が、どのような形

で、どのような範囲を対象にして行ったものなのか。

4 可動堰建設後において、湛水量が大幅に増えるため、吉野川での重要な漁業資源であるアユの降下及び遡上に大きな影響があると考えるがどうか。

5 答弁書第三号によれば、新第十堰と河口から十五・六キロメートル地点の間の貯留量は約五百四十万立方メートルと見込んでいると

している。一方、流況が平均的なものであつたとされる昭和六十三年の渇水期の十三キロメートル付近における出現回数の多い流量は約二立方メートル毎秒となつていて。この場合には、この区間を流水が通過するのに平均三十一・二日かかると推定されるが、そのよう考へてよいのか。

6 仔アユの絶食寿命は五から六日といわれているが、降海日数が大幅に増えると昭和

六十三年の流況パターンでは絶滅する恐れはないのか。ないとすれば、その根拠は何か。

7 大幅に滞水時間が増加するにもかかわらず、環境に影響がないと考える理由を簡潔に示されたい。

八 異常深掘れについて
1 平成九年十月十六日に佐野塚第十堰を考える会が、吉野川第十堰建設事業審議委員会委員宛に、第十堰の「深掘れ」に対する意見書を提出している。

この意見書の中で、第十堰の深掘れの原因は、川の蛇行と異常な砂利採取による河床の低下、ブロック工事が原因であるとしているが、このような指摘についてどのように考えられるか。

2 この意見書の中では、地元では斜め堰が深掘れの原因と考える者はいないと指摘しているが、この点についてはどのように考えるか。

3 「河床の洗掘が再び進行している」のであれば、根固めブロックの追加をとりあえず行うのが通常ではないのか。捨て石や根固めブロック等の投入で、洗掘対策が不可能である理由を、具体的な根拠を示して説明されたい。

4 「ケーソン及びコンクリート擁壁」以外の補強工法を比較検討したのか。したくれば、比較検討結果を具体的な数値も含めて示されたい。

第十堰門については、当該堰門は老朽化しているが、事実か。また、佐野塚地区に提出された誓約書の内容につき示されたい。

4 この意見書では、昭和五十二年に深掘れ対策工事を実施して以降、異常な深掘れは発生していないとしているが事実か。

九 代替案について

1 堤防補強について

① 現第十堰の下流区間における洗掘対策に

ついて、なぜ根固めブロック等の追加投入はできないのか。また、今までの根固めブロックによる対策のどこが悪かったのか、併せて具体的に説明されたい。

② 答弁書第三号によれば、「昭和五十一年九月に生起した計画洪水と比べて規模の小さい洪水によつても通常時の水面から約二十メートルの深さに及ぶ河床の洗掘が発生した」とあるが、これはいつの洪水か。また、洗掘が発生した場所はブロックが投入されていた場所なのか。具体的に説明されたい。

動堰案では約二万八千平方メートルとなつては約五万二千平方メートル、堤防補強案（現況断面）では約一万六千平方メートル、可動堰案では約二万八千平方メートルとなつては約五万二千平方メートル、堤防補強するが、前二案では堤防を拡幅し、補強する事になつていて。さらには、内水に対してはポンプを増設し対策を行つてもかかわらず、遮水工を必要とする根拠を示されたい。

また、なぜ現位置固定堰改築案で遮水工を施す面積が他に比べて多いのかについても具体的に説明されたい。

右質問する。

平成十年三月三十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員竹村泰子君提出徳島県吉野川第十堰改築計画等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員竹村泰子君提出徳島県吉野川第十堰改築計画等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

3 現位置固定堰改築案について、「護床工」の必要範囲が約十六万六千平方メートルとなつた根拠を示されたい。また、河川砂防技術基

の一について

吉野川で明治二十一年七月に生起した洪水に

おいて、御指摘の「一キロメートル上流の地点付近」は第十堰による水位上昇が発生した区間に含まれていたものと推定されるが、一般に洪水時における河川の水位の上昇に従って堤防が決壊する危険性は高くなることから、御指摘の「答弁書第二号」では、第十堰による水位上昇も吉野川の堤防の決壊の一つの原因として考えられるとしたものである。

また、御指摘の「決壊の原因」については、明治二十一年当時の吉野川の堤防の大きさ等もその一つであったと考えられる。

一の2について

明治二十一年七月当時の第十堰付近における吉野川の河道の形状が現在のものと異なっていることは事実と考えられるが、建設省においては、現在の吉野川における河道の状況等を基に、第十堰を改築する必要があると判断したものである。

一の3について

昭和二年以降、第十堰が洪水の挙動に影響を及ぼすと考えられる吉野川の区間で御指摘のように「川が氾濫した例」はないが、当該区間で堤防の決壊に至る可能性を有するような堤防から漏出、堤防付近の大規模な河床の洗掘等の状況は発生している。

一の1について

御指摘の「区間」において吉野川の洪水時に同川の低水路及び高水敷を流下する流量をそれぞれ個別に求めることが目的とした観測はこれまで行われていないことから、実測に基づくこれ

らの概略値を示すことはできないが、同川の河口からの距離が十五キロメートルから二十四キロメートルまでの区間の一キロメートルごとの各地点について、昭和四十九年九月に生じた洪水(以下「昭和四十九年洪水」という)において流量が最大となつた場合の低水路及び高水敷を流下した流量について計算上得られている値をそれぞれ目安として示すと、別表第一のとおりである。

また、吉野川に計画高水流量が生じたものとした場合の御指摘の「低水路を流下する流量」と高水敷を流下する流量の計算上の値については、その算出のために流水が流下する河川の横断面(以下「流下断面」という。)とに新たに膨大な計算を行う必要があること及び計算上想定する同川の河道の状況によつても異なるものとなることから、これを一律に示すことは困難である。

一の2について

平成七年十一月に建設省四国地方建設局が作成した「第十堰改築事業に関する技術報告書」(以下「技術報告書」という。)においては、「計画高水位に対応する粗度係数」である〇・〇三八を算出するための根拠となる低水路の粗度係数の値として、〇・〇三五を用いているところである。この〇・〇三五の値は、御指摘の「実績の洪水から求めた粗度係数」の数値をそのまま用いたものではなく、当該数値、過去に生じした洪水の痕跡から観測された水位(以下「痕跡水位」という。)の値等から別途算出した高水敷の

粗度係数の値等を「改訂新版建設省河川砂防技術基準(案)同解説調査編」(建設省河川局監修)の百十ページ及び百十一ページに記載されている式(6-5)から式(6-9)まで(以下「平均流速関係式」という。)の数式に代入することにより吉野川の複数の流下断面について低水路の粗度係数を算出し、その結果を基に決定されたものである。

一の3について

技術報告書における「計画高水位に対応する粗度係数」の値を求める根拠となつた主要実績

洪水(技術報告書の五五八ページに記載されている吉野川において過去に生じた主要な四洪水をいう。以下同じ。)との粗度係数は、吉野川の洪水による被害を未然に防止することを目的として治水計画を策定する観点から、当該粗度係数を用いて算出される第十堰の上流の区間の複数の地点の水位の値がそれぞれ同じ地点における痕跡水位の値をおおむね下回ることとならないような安全側の値となるよう決定されており、御指摘の「粗度係数が含みうる誤差や不確実性」はこのようない形で考慮されているものである。

一の4について

吉野川の河口からの距離が十四キロメートルから二十四キロメートルまでの区間の「一百メートル」との各地点について、建設省が行った主要実績洪水に関する水位の計算(以下「建設省の実績再現計算」という。)によって得られた値からその地点の痕跡水位の値を減じた値を主要実績洪水」として示すと、それぞれ別表第三から別表第六までのとおりである。

三の1について

吉野川の河口からの距離が十四キロメートルから二十四キロメートルまでの区間の「一百メートル」との各地点について、建設省が行った主要実績洪水に関する水位の計算(以下「建設省の実績再現計算」という。)によって得られた値からその地点の痕跡水位の値を減じた値を主要実績洪水」として示すと、それぞれ別表第三から別表第六までのとおりである。

三の2について

建設省においては、技術報告書において行われている吉野川の洪水時の水位の計算(以下「建設省の水位計算」という。)のうち同川に計画高水流量が生じたとした場合の水位の計算の結果のみでなく、第十堰の老朽化の状況、第十堰の下流側における吉野川の河床の洗掘の状況、建設省四国地方建設局徳島工事事務所(以下「徳島

数を算出するに当たつて御指摘の「他の河川の粗度係数の値等を用いる」粗度係数の観測から得られた結果を用いる」とは不合理ではないと考えたものである。

二の5について

御指摘の「数式」としては、平均流速関係式を用いたものである。

また、吉野川において洪水の水位が計画高水位となる場合の粗度係数を算出するに当たつて平均流速関係式に代入した数値を示すと、別表第一のとおりである。

二の6について

御指摘の「数式」としては、平均流速関係式を用いたものである。

また、吉野川において洪水の水位が計画高水位となる場合の粗度係数を算出するに当たつて平均流速関係式に代入した数値を示すと、別表第一のとおりである。

二の7について

御指摘の「数式」としては、平均流速関係式を用いたものである。

また、吉野川において洪水の水位が計画高水位となる場合の粗度係数を算出するに当たつて平均流速関係式に代入した数値を示すと、別表第一のとおりである。

二の8について

御指摘の「数式」としては、平均流速関係式を用いたものである。

また、吉野川において洪水の水位が計画高水位となる場合の粗度係数を算出するに当たつて平均流速関係式に代入した数値を示すと、別表第一のとおりである。

二の9について

御指摘の「数式」としては、平均流速関係式を用いたものである。

また、吉野川において洪水の水位が計画高水位となる場合の粗度係数を算出するに当たつて平均流速関係式に代入した数値を示すと、別表第一のとおりである。

二の10について

御指摘の「数式」としては、平均流速関係式を用いたものである。

また、吉野川において洪水の水位が計画高水位となる場合の粗度係数を算出するに当たつて平均流速関係式に代入した数値を示すと、別表第一のとおりである。

二の11について

御指摘の「数式」としては、平均流速関係式を用いたものである。

また、吉野川において洪水の水位が計画高水位となる場合の粗度係数を算出するに当たつて平均流速関係式に代入した数値を示すと、別表第一のとおりである。

二の12について

御指摘の「数式」としては、平均流速関係式を用いたものである。

また、吉野川において洪水の水位が計画高水位となる場合の粗度係数を算出するに当たつて平均流速関係式に代入した数値を示すと、別表第一のとおりである。

二の13について

御指摘の「数式」としては、平均流速関係式を用いたものである。

また、吉野川において洪水の水位が計画高水位となる場合の粗度係数を算出するに当たつて平均流速関係式に代入した数値を示すと、別表第一のとおりである。

二の14について

御指摘の「数式」としては、平均流速関係式を用いたものである。

また、吉野川において洪水の水位が計画高水位となる場合の粗度係数を算出するに当たつて平均流速関係式に代入した数値を示すと、別表第一のとおりである。

工事事務所」という。(が平成八年に行なった模型実験(以下「模型実験」という。)の結果等をも勘案した結果として、第十堰^をを改築する必要があると考えているものである。

三の③について

官報(号外)

建設省の実績再現計算は、第十堰^をに関し一定の条件を設定した上で水理学上の基礎的な理論式によって「一義的に算出される吉野川の河口から十四・二キロメートルの地点(以下「十四・二キロメートル地点」という。)における水位の値を所与として、一の③についてで述べた手法によって同川の河口からの距離が十キロメートルから二十四キロメートルまでの区間を代表する一個の粗度係数の値を決定したものである。」御指摘の「痕跡水位と再現計算水位との差」は、こうした計算の性質上結果的に生じ得るものである。

また、技術報告書においては、「吉野川に計画高水流量が生起したとした場合の水位の値について、「一次元不等流の計算法は一般的な計算手法であるが、斜め固定堰の複雑な流れを忠実に再現するには限界がある」との留保を付した上で、「不等流計算によれば、(中略)河口より十六キロメートルの地点においては計画高水位を四十二センチメートル超過することとなり」という形で計算結果として記述しているに過ぎず、これを絶対的なものとして取り扱っているわけではない。

なお、技術報告書を作成した後に行なった模型実験の結果等も併せて考慮すれば、吉野川に計画高水流量が生起したとした場合において、同

川の河口から十六キロメートルの地点より上流の区間ににおける同川の水位が建設省の水位計算式によって「算出される吉野川の河口から十四・二キロメートル地点」といふ。における水位の値を所与として、一の③についてで述べた手法によって同川の河口からの距離が十キロメートルから二十四キロメートルまでの区間を代表する一个の粗度係数の値を決定したものである。御指摘の「痕跡水位と再現計算水位との差」は、こうした計算の性質上結果的に生じ得るものである。

建設省の実績再現計算は、第十堰^をに関し一定の条件を設定した上で水理学上の基礎的な理論式によって「一義的に算出される吉野川の河口から十四・二キロメートルの地点(以下「十四・二キロメートル地点」という。)における水位の値を所与として、一の③についてで述べた手法によって同川の河口からの距離が十キロメートルから二十四キロメートルまでの区間を代表する一個の粗度係数の値を決定したものである。」御指摘の「痕跡水位と再現計算水位との差」は、こうした計算の性質上結果的に生じ得るものである。

川の河口から十六キロメートルの地点より上流の区間ににおける同川の水位が建設省の水位計算式によって「算出される吉野川の河口から十四・二キロメートル地点」といふ。における水位の値を所与として、一の③についてで述べた手法によって同川の河口からの距離が十キロメートルから二十四キロメートルまでの区間を代表する一个の粗度係数の値を決定したものである。御指摘の「痕跡水位と再現計算水位との差」は、こうした計算の性質上結果的に生じ得るものである。

川の河口から十六キロメートルの地点より上流における水位の値を第十堰^をの形状に関する計算上の前提条件に応じて算出されるものとは言えないと考えられるが、一般に、第十堰^をのような堰の上流における水位の値は理論上堰^の形状に応じて算出される」とは明らかであるから、第十堰^の存在を前提とした場合には、市民団体の実績再現計算は適切なものであるとは考えられない。

川の河口から十六キロメートルの地点より上流における水位の値を第十堰^をの形状に関する計算上の前提条件に応じて算出されるものとは言えないと考えられるが、一般に、第十堰^をのような堰の上流における水位の値は理論上堰^の形状に応じて算出される」とは明らかであるから、第十堰^の存在を前提とした場合には、市民団体の実績再現計算は適切なものであるとは考えられない。

川の河口から十六キロメートルの地点より上流における水位の値を第十堰^をの形状に関する計算上の前提条件に応じて算出された値と同程度のものとなると予測することは、妥当であると考えている。

三の④について

川の河口から十六キロメートルの地点より上流における水位の値を第十堰^をの形状に関する計算上の前提条件に応じて算出された値と同程度のものとなると予測することは、妥当であると考えている。

川の河口から十六キロメートルの地点より上流における水位の値を第十堰^をの形状に関する計算上の前提条件に応じて算出された値と同程度のものとなると予測することは、妥当であると考えている。

川の河口から十六キロメートルの地点より上流における水位の値を第十堰^をの形状に関する計算上の前提条件に応じて算出された値と同程度のものとなると予測することは、妥当であると考えている。

三の⑥の①について

川の河口から十六キロメートルの地点より上流における水位の値を第十堰^をの形状に関する計算上の前提条件に応じて算出された値と同程度のものとなると予測することは、妥当であると考えている。

川の河口から十六キロメートルの地点より上流における水位の値を第十堰^をの形状に関する計算上の前提条件に応じて算出された値と同程度のものとなると予測することは、妥当であると考えている。

川の河口から十六キロメートルの地点より上流における水位の値を第十堰^をの形状に関する計算上の前提条件に応じて算出された値と同程度のものとなると予測することは、妥当であると考えている。

おける計算結果から算出した十四・二キロメートル地点におけるエネルギー・水頭の値が、水位計算資料に明記されている第十堰に関する計算上の条件、水理学上の基礎的な理論式等を基に算出したエネルギー・水頭の理論上の最小値を下回るものと考えられるとの結果を得ているものである。

三の6の⑥について

御指摘の「計算モデル」を用いた計算の結果が実際に再現されたものであることは基本的には望ましいことであると考えているが、仮にある計算のモデルを用いた計算の結果が実際に観測された事象をおおむね再現しているものであっても、そのモデルの適用範囲に関する十分な検証がされているとは言えない場合、そのモデルを構成している数式の適用範囲に関する理論上の背景が適切に考慮されていない場合、そのモデルを用いて得られた値が基礎的な理論式から得られる値との不整合を有する場合等においては、そのモデルは、実際に観測された自然現象の事象の範囲を超える仮想の現象を取り扱ったとしている計算のモデルも、こうした観点から十分な信頼性を有するものとは言えないと考えており、吉野川に計画高水流が生起したものとした場合における市民団体の水位計算において用いられている計算のモデルも、こうしたことないと考へている。

三の7の①について

流水の流下方向に対し斜めに設置されている堰の幅の値は、当該堰が当該

流下方向に対して直角に存在するものと仮定した場合の仮想の堰を越流する流水の幅の値以上のものとなると考えられるが、河川の幅に対する堰の長さの割合、河川における流水の状況等によつては、必ずしも御指摘のように河川の幅より長く堰の長さに近づくとは言えないものと考えている。

三の7の②について

流水の二次元的な挙動を的確に反映することが可能な汎用性を有する一次元不等流計算の手法は確立されていないと考えられることから、建設省の水位計算においては、一般に用いられている一次元不等流計算の手法と同様に、吉野川の流水の幅を、一次元不等流計算でいう流水の流下方向に対して直角の方向に測った幅として取り扱っているものである。

三の7の③及び④について

水位計算資料等によれば、市民団体の水位計算においては、上流側及び下流側の二つの堰から構成される第十堰の下流側のみを考慮

存在するものと仮定して、同地点での流下断面については高水敷と第十堰とを区分せずに一体の河床部分として扱っており、吉野川に計画高さの値は、それぞれ約六百十八メートル及び阿波工事基準面を基準とした高さ五・八七メートルである。

三の7の⑤について

水位計算資料等によれば、市民団体の水位計算及び建設省の水位計算においては、共に実際に測量された結果を基に第十堰に関する計算上の条件が設定されていると考えられるが、実測値に即して計算を行うという観点からは、三の7の③及び④について述べたように、上流側の堰が考慮されていない前者における第十堰に関する計算上の条件の設定と比較して、上流側の堰も考慮されている後者におけるものの方が適切であると考えている。

四の1について

御指摘の「計画降雨の数を限定した」とことは、多数の実績降雨の中から代表的なものとして十の実績降雨を選定したことを指すものである。

四の2について

御指摘の「河川整備基本方針」の作成の時期、その作成に当たって用いる計算手法等については、現時点では未定である。

四の3について

御指摘の「河川整備基本方針」による手法は、現時点では未定である。

五の1について

御指摘の「垂直航空写真の実体視」による手法は、地上の複数の測定点について、空中の二つの異なる場所から撮影された写真を両眼で見た場合に生じる視差等を利用して、当該測定点間の高さの値の差(以下「比高」という)を求めるもので、測量の手法として一般的なものである。御指摘の「昭和四十九年洪水の水位」の値は、阿波工事基準面を基準とした高さの値が既知である地点における当該高さの値及び実体視手法を用いて得ら

わらず計画降雨量等の値から定められる基本高水等について頻繁に小規模な見直しを行うことは必ずしも適切であるとは限らないと考えている。

五の2について

こうした観点から、吉野川における基本高水等については、昭和五十七年に吉野川水系工事実施基本計画を定めるに当たって用いた計画降雨量を算出する根拠となつた降雨量のデータ及び当該データに含まれていない昭和五十二年以降における吉野川流域の降雨の状況を勘案すると、仮に御指摘の「現在までの新しい試料」を加えても当該計画降雨量の値は大きく変化しないと考えられることから、御指摘のように「現在までの新しい試料も加味して計画降雨を算出」して見直すことはしていないものである。

五の2について
れた当該地点と流水が堤防に接している地点との比高の値から得られたものである。

実体視手法を用いて得られた比高の値が航空写真を撮影する高度等に応じた誤差を含むとされてゐるのに対し、痕跡水位の値が洪水時の水位の最大値の真値に対して有する誤差はその程度を理論上明らかにすることが困難な性格のものであることから、水位の観測の精度に関して、実体視手法と痕跡水位による手法とを一概に比較することは困難である。

て、実体視手法の精度の向上を目的とする研究を行なう観点から、実体視手法を用いて水位が算出されている。

昭和四十九年洪水において実体視手法を用いて得られた吉野川の河口から十五・二キロメートル及び十五・四キロメートルの地点における水位の値はあくまで測定の結果として得られたものであり、昭和四十九年洪水においてそれらの値に対応する水位の真値が得られていない以上、御指摘の「約一・三メートルの水位差」及び「他の水位に比べてかなり高くなっている」とについて分析することは困難である。

なお、実体視手法を用いて得られたこれらの値については、五の2について述べた誤差を含み得るものであると考えており、絶対的な値について分析することは困難である。

第十一堰のよう^{アサヒ}に流下方向に対して斜めに設置

六の二について

御指摘の大正十二年十一月二十六日付けの新聞の記事については承知しているが、同年初夏

七の1について

平成五年六月に徳島工事事務所が作成し第一回第十堰環境調査委員会で配布した資料には、ハクセンシンオマネキ及びルイスハンミョウにつ

六の三にて

昭和六十三年から平成九年までの十年間に、旧吉野川及び今切川から取水された水道用水の量の合計は約一億九千万立メートル、これら河川から取水された工業用水の量の合計は約五億七千万立メートルである。

また、昭和六十三年から平成九年までの十年間に旧吉野川及び今切川から取水された農業用水については、取水量報告の義務がないわゆる慣行水権も含まれているため、取水量の全体は把握できていない。

以上の1について

平成五年六月に徳島土事務所が作成し第一回第十壇環境調査委員会で配布した資料には、ハクセンシオマネキ及びルイスハンミョウにつ

七の2について

平成八年一月に徳島工事事務所が作成し第四回第十壇環境調査委員会で配布した資料においては、イボウミニナは吉野川下流域の自然環境調査（参考資料及び基礎データー）中に記載されているが、シマヘナタリは記載されていない。

また、御指摘の「環境調査報告書」が平成八年六月に徳島工事事務所が作成した「第十壇環境調査報告書（以下「環境調査報告書」）」を指すものとすれば、環境調査報告書においてイボウミニナが貴重種として記載されていないのは、環境調査報告書が作成された時点では、イボウミニナを貴重種とする根拠となる資料を徳島工事事務所が有していない。

六の1について
国営吉野川下流域土地改良事業の実施に伴う
水利使用については、同事業を所管する農林水
産省と同事業に係る水利使用の許可を所管する
建設省との間で現在予備的な協議が行われてお
り、現時点では、吉野川の柿原取水口を改築す
ること及び同川に第十取水口を新設することに
より、現在行なわれている旧吉野川及び今切川か
らの取水の大部分を吉野川からの取水に切り替
えることが協議されているところである。

壊で第十堰の上流の区間ににおける水位が低下し、それに伴って旧吉野川の流量が減少したことによって生じたと推測することが妥当であると考えている。なお、現時点で当時の旧吉野川の河床の状況を正確に把握することができないことから、当時の旧吉野川の河床の高さが御捕の「取水障害」に関係しているか否かを確認することは困難である。

務所が作成し第三回第十堰環境調査委員会で配布した資料中の「第十堰周辺自然環境の現状(参考資料)」(以下「第十堰自然環境資料」という。)に記載されている。

なお、ルイスハンミョウについては、平成五年度に行つた文献調査でその生息が確認されており、その旨は第十堰^{自然}環境資料に記載されている。

されている構造物の存在が洪水時の水位に及ぼす影響を的確に予測するためには、水位の計算手法として一般に用いられている一次元不等流計算の手法では限界があることから、必要に応じ模型を用いた水理実験等を行った上で総合的な判断を行うことが適切であると考えてい

に生じたとされる第十堰の損壊の原因に人為的なものが含まれるか否かについては、現時点での確認することは困難である。

ハクセンシオマネキについては、平成三年度及び平成四年度に実施した現地調査でその生息が確認されていないのはそれぞれ調査の手法及び時期によるものと考えているが、平成五年八月に実施した現地調査ではその生息は確認されない、その後は、平成二年二月に鹿島（鹿島）

かつたことによるものである。

さらに、シマヘナタリは、環境調査報告書が作成された平成八年六月の時点ではいまだ現地調査においてその生息が確認されていなかったことから、環境調査報告書には記載されていない。

七の③について

徳島工事事務所は、吉野川の河口部から柿原壩までの区間に於いて生息する生物等に関する現地調査を平成二年度から実施することともに、学識経験者等から構成される第十壩環境調査委員会を平成四年から設置して、当該現地調査の結果の検討、吉野川第十壩建設事業によつてもたらされる周辺環境への影響に関する調査等を実施してきたところである。

七の④及び⑥について

現在の第十壩に代わる可動壩をその下流側に設置した場合の影響については、吉野川において仔アユが降下するとされるおおむねの期間

(以下「降下期間」という)における近年の同川の流水の状況からみて、降下期間においては第十壩を改築するか否かにかかわらず基本的に同川の流水の大部は旧吉野川に流下し産卵場から降下してきた仔アユの大部分は旧吉野川を降下するものと考えられること、現状でも流水が第十壩の魚道を越流しない状況が頻繁に見られる仔アユの多くは第十壩から降下することが困難であると考へられること等から、下流側貯水池を貯水池(以下「下流側貯水池」という)に流入する

通過するために要する平均的な期間が長くなつても、産卵場から海へ降下する仔アユの量が現状と比較して大きく減少することはならないと考えている。

また、吉野川において御指摘の「昭和六十三年の流況パターン」のような流水の状況を想定した場合には、現在の第十壩付近の流水の状況等からみて、降下期間に流水が現在の第十壩の魚道を越流しない状況が継続すると考えられることから、御指摘の「仔アユの絶食寿命」の多少の変動にかかわらず、下流側貯水池に流入した仔アユが第十壩から降下することは現在でも困難であると考えており、下流側貯水池の容量の増加に伴つて流水が下流側貯水池を通過するためには要する平均的な期間が長くなつても、下流側貯水池から海へ降下する仔アユの量が現状と比較して減少することにはならないと考えている。

さらに、第十壩を可動壩に改築するに当たっては、現在のものと比較して機能上より優れた魚道を設置することとしていること、魚道を流量を増加させることとしていること等

では、現在のものと比較して機能上より優れた魚道を設置することとしていること等

利採取にすることを認められたものであるか否かについては、現時点で確認することができない。

地区代表に協議します。」と記されているが、これが御指摘のように「深掘れの原因が異常な砂利採取にあることを認めめたものであるか否かについては、現時点で確認することができない。

七の⑦について

七の④及び⑥について述べた内容、数値計算の手法を用いた水質に関する予測の結果等から、第十壩を新たに可動壩に改築することに伴う御指摘の「滞水時間」の増加が自然環境に与える影響は軽微なものであると考えているものである。

八の①及び②について

御指摘の「意見書」の内容については承知しているが、吉野川において昭和五十一年九月に生起した洪水によって生じた通常時の水面から約二十メートルの深さに及ぶ河床の洗掘(以下「昭和五十一年の河床洗掘」という)については、

下流方向に対して斜めに設置されている壩付近

における洪水時の流水及び土砂の挙動に関する特性、昭和五十一年の河床洗掘が生じた箇所も含む同川における河床の状況等から判断すると、御指摘の「川の蛇行」、「砂利採取による河床の低下」及び「ロック工事」のみを原因として生じたものと推測することは困難であり、第十壩が流下方向に対して斜めに設置されているこれまでに施工された多くの事例から判断して、河床の洗掘の進行を緩和する効果を期待できること、その進行を完全に抑止する効果までを期待できるとは必ずしも言えないものである。昭和五十一年の河床洗掘が発生した箇所においても、昭和五十八年度に根固めロックを追加的に投入したにもかかわらず当該箇所でその後再び河床の洗掘が進行していることが確認されていること等から、第十壩が流下方向に対

ル、当該区間における流量を毎秒約二立方メートルとし、流水が流下断面の全体にわたって均等に流下するものと仮定した場合には、流水が下流側貯水池を通過するためには要する期間は三日程度となるものと考えられる。

八の④について

徳島工事事務所では、昭和五十一年から昭和五十二年にかけて御指摘の「深掘れ対策工事を行つており、当該工事を行った箇所において当該工事以降現在までに河床の洗掘が進行していることは確認されているが、現時点での河床の深さは、昭和五十一年の河床洗掘と同程度にまでは至っていないと考えている。

九の①及び③について

河床の洗掘への対策として河床の洗掘が生じた箇所に根固めロック等を投入する対策は、これまでに施工された多くの事例から判断して、河床の洗掘の進行を緩和する効果を期待できること、その進行を完全に抑止する効果までを期待できるとは必ずしも言えないものである。昭和五十一年の河床洗掘が発生した箇所においても、昭和五十八年度に根固めロックを追加的に投入したにもかかわらず当該箇所でその後再び河床の洗掘が進行していることが確認されていること等から、第十壇が流下方向に対

副所長から国府町佐野塚地区代表に提出された「砂利採取について」においては、「吉野川第十壩、名田橋間における低水路内の砂利採取は、昭和五十二年四月以降は許可しないことで対処する。尚河道に堆積し採取可能となつたときは地区代表に協議します。」と記されている。

別表第一

して斜めに設置されている状況においては、当該箇所のように一回の洪水で大規模な河床の洗掘が生じたような箇所では、根固めブロック等の投入のみによっては堤防の決壊に至るような河床の洗掘が生じる可能性を除去することは困難であると考えている。

また、通常の河川工事においては、既に投入した根固めブロックの状況等に応じて御指摘の「根固めブロックの追加」が行われるものであり、これは吉野川においても同様である。

九の1の②について

御指摘の「洪水」は、昭和五十一年九月に生起した洪水であり、この洪水によって発生した大規模な河床の洗掘への対策として根固めブロック等の投入を行ったものであって、それ以前には、当該河床の洗掘が発生した箇所では低水護岸の基礎部を保護する目的で根固めブロック等の投入が行われていた。

九の1の④について

御指摘の「ケーソン及びコンクリート擁壁」以外の補強工法については、直接基礎を用いる工法、杭基礎を用いる工法等に関する予備的な検討を行っているが、基礎地盤の状況、施工の困難さ等の観点から定性的に検討した結果、ケーソン基礎及びコンクリート擁壁を用いた工法が有利であると判断したものである。

九の2について

第十橋門については、その建設された時期等を勘案するといずれは改築が必要となるものと考えているが、現時点においては、その老朽化の程度からみて改築を行う具体的な時期等を定

めるには至っていない。

また、御指摘の「道路幅が狭く通行の支障になっていること」は、第十橋門を改築する直接的な理由にはならないものと考える。

九の3について

御指摘の「現位置固定堰改築案」において施工する必要があると考えた護床工については、「建設省河川砂防技術基準(案)設計編〔I〕」(建設省河川局監修)第章第五節の「5・2・2 水叩き」の記述等を参考に、概略的な検討として過去の事例を勘案して堰に直角な方向の上流側及び下流側の幅の合計の値を約二百十メートルとし、当該合計の値と堰の長さ等から御指摘の「約十六万六千平方メートル」を算出したものである。

九の4について

御指摘の「遮水工」は、堰の基礎部における土砂の流動等を防止すること等を目的として設ける必要があると考えたものであり、堤防の拡幅等及び内水対策とは無関係なものである。

距離	低水路を流下した流量の目安の値	高水敷を流下した流量の目安の値
一五	約一一、一六〇	約一、四〇〇
一六	約一二、一九〇	約三七〇
一七	約一一、六四〇	約九一〇
一八	約一二、一〇〇	約四六〇
一九	約一一、四二〇	約一、一四〇
二〇	約一二、四五〇	約一一〇
二一	約一一、六四〇	約九一〇
二二	約一一、九八〇	約五八〇
二三	約一二、〇四〇	約五二〇
二四	約一二、四八〇	約八〇

(注) 一 距離は吉野川の河口からの距離(キロメートル)を表す。

二 流量の値の単位は、立方メートル毎秒である。

別表第一

左岸側の高水敷の流下断面の径深の値	約五・六七
右岸側の高水敷の流下断面の径深の値	約一〇・六六
左岸側の高水敷の流下断面の面積の値	五一五・九五

官 報 (号 外)

		低水路の流下断面の面積の値	四、六〇八・二四
		右岸側の高水敷の流下断面の面積の値	一、一三〇・九四
		低水路の粗度係数の値	〇・〇三五
		左岸側及び右岸側の高水敷の粗度係数の値	〇・〇四五
		左岸側の高水敷の流下断面の「壁面せん断力が働く潤辺長」の値	九一・〇七
		低水路の流下断面の「壁面せん断力が働く潤辺長」の値	四三一・二八
		右岸側の高水敷の流下断面の「壁面せん断力が働く潤辺長」の値	二二一・四九
		左岸側の高水敷の流下断面と低水路の流下断面との間ににおける「分割断面境界の潤辺長」の値	六・〇七
		右岸側の高水敷の流下断面と低水路の流下断面との間ににおける「分割断面境界の潤辺長」の値	五・四九
		ρ (流水の密度)の値	一・〇
		g (重力加速度)の値	九・八
		樹木群境界の潤辺長の値	〇・一七
		境界混合係数の値	
〔昭和四九年九月洪水〕			
(注) 吉野川の河口から二十一キロメートルの地点における数値である。			
別表第二			
一四・〇	左 岸	建設省の実績再現計算により得られた値から痕跡水位の値を減じた値(メートル)	
	右 岸		
	マイナス〇・三		
	〇・一		

一七・六	一七・四	一七・二	一七・〇	一六・八	一六・六	一六・四	一六・二	一六・〇	一五・八	一五・六	一五・四	一五・二	一五・〇	一四・八	一四・六	一四・四	一四・二
○・七	○・六	○・六	○・五	○・四	○・三	一・〇	一・一	一・四	一・五	一・八	二・〇	二・一	二・〇	二・二	二・四	一・一	
○・八	○・五	○・七	○・八	○・八	一・〇	一・〇	○・六	○・六	一・〇	一・三	一・九	一・九	一・七	一・三	二・六	一・五	

別表第三

「昭和四九年九月洪水」

平成十年四月三日 参議院会議録第十七号 質問主意書及び答弁書

(注) 距離は吉野川の河口からの距離(キロメートル)を表す。

官報(号外)

一七・六	一七・四	一七・二	一七・〇	一六・八	一六・六	一六・四	一六・二	一六・〇	一五・八	一五・六	一五・四	一五・二	一五・〇	一四・八	一四・六	一四・四	一四・二
○・七	○・六	○・五	○・六	○・八	○・八	○・九	一・〇	一・三	一・三	一・三	一・五	一・七	一・七	一・六	二・一	二・四	一・五
○・六	○・七	○・七	○・八	○・九	○・八	○・七	○・八	○・八	一・〇	一・三	一・二	一・一	一・五	二・二	二・三	二・八	一・七

二・二	二・〇	二・八	二・六	二・四	二・二	二・〇	一九・〇	一九・八	一九・六	一九・四	一九・二	一九・〇	一八・八	一八・六	一八・四	一八・二	一八・〇	一七・八
○・四	○・四	○・三	○・四	○・四	○・三	○・四	○・三	○・二	○・二	○・二	○・二	○・一	○・二	○・六	○・六	○・六	○・八	
○・二	○・二	○・二	○・四	○・四	○・三	○・三	○・二	○・二	○・二	○・二	○・二	○・三	○・四	○・四	○・四	○・五	○・五	

官 報 (号 外)

平成十年四月二日 参議院会議録第十七号 質問主意書及び答弁書

一七・六	一七・四	一七・二	一七・〇	一六・八	一六・六	一六・四	一六・二	一六・〇	一五・八	一五・六	一五・四	一五・二	一五・〇	一四・八	一四・六	一四・四	一四・二
○・九	一・〇	一・〇	一・〇	一・三	一・二	一・三	一・三	一・三	一・四	一・五	一・七	二・〇	二・〇	二・一	二・五	一・七	
○・九	一・一	一・二	一・三	一・三	一・三	一・三	一・四	一・四	一・五	一・五	一・八	一・九	一・〇	一・九	二・二	二・七	一・八

別表第五

卷五

一
九
三
年
大
祥

(注) 駿河に吉野川の河口から上の距離(ヰロメートル)を表す。

卷之三

距離	建設省の実績再現計算により得られた値から痕跡水位の値を減じた値(メートル)	
	左岸	右岸
一四〇	マイナス〇・一	マイナス〇・一

1

マイナス〇・二

マイナス〇・一

左

右

建設省の実績再現計算により得られた値から痕跡水位の値を減じた値(メートル)

建築省の

宋

無題

庚
集

官 報 (号 外)

官報(号外)

平成十年四月三日 参議院会議録第十七号 質問主意書及び答弁書

六一

一七・六	一七・四	一七・二	一七・〇	一六・八	一六・六	一六・四	一六・二	一六・〇	一五・八	一五・六	一五・四	一五・二	一五・〇	一四・八	一四・六	一四・四	一四・二
○・四	○・四	○・五	○・五	○・六	○・五	○・六	○・七	○・九	一・一	一・三	一・四	一・六	一・八	一・九	二・一	二・三	一・四
○・五	○・四	○・六	○・七	○・八	○・八	○・九	一・〇	一・一	一・〇	一・三	一・四	一・七	一・九	一・九	二・二	二・七	一・四

三一・二	三一・〇	二〇・八	二〇・六	二〇・四	二〇・二	二〇・〇	一九・八	一九・六	一九・四	一九・二	一九・〇	一八・八	一八・六	一八・四	一八・二	一八・〇	一七・八
○・三	○・二	○・一	○・〇	マイナス○・一	○・一	○・一	○・一	○・二	○・二	○・三	○・五	○・四	○・五	○・六	○・五	○・六	○・五
○・一	○・三	○・二	○・二	○・二	○・二	○・二	○・一	○・〇	○・一	○・二	○・二	○・三	○・一	○・三	○・三	○・三	○・三

官 報 (号 外)

(注) 距離は吉野川の河口からの距離(キロメートル)を表す。

官 報 (号 外)

平成十年四月三日 参議院会議録第十七号

明治二十三年五月三十一日

発行所
二東京
番四都一
大四四五
五号
港五
区八
省虎八
印門四四
刷二五
局丁目

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
配本体
送二二
料二二
別〇〇円